

産業構造審議会 産業技術環境分科会 第8回資源循環経済小委員会

議事録

- 日時：令和6年5月9日（水） 17：00～19：00
- 場所：対面・オンライン開催（Teams）
- 出席者：梅田委員長、栗生木委員、石坂委員、石山委員、大和田委員、金澤委員
齊藤委員、澤田委員、末吉委員、醍醐委員、高尾委員、所委員
長谷川委員、町野委員、三室委員、山本委員

■ 議題：

○有識者説明

アビームコンサルティング株式会社

環境省

○事務局説明

○自由討議

■ 議事概要

○梅田委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第8回資源循環経済小委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。司会を務めます委員長の梅田です。よろしくお願いいたします。

今回、本委員会は久々に対面とオンラインのハイブリッド形式で開催ということでお集まりいただきました。委員会の模様はYouTubeにてライブ配信しております。

まず開会に当たりまして、小林大臣官房審議官より一言開会の御挨拶をお願いいたします。

○小林審議官 皆様、遅い時間にどうもありがとうございます。産業技術環境局の審議官を務めております小林でございます。本日は、畠山局長が少し遅れて参加することになりますので、開会の御挨拶は私のほうで務めさせていただきます。

本日は、アビームコンサルティング株式会社の紀伊様から個別識別表示導入に関する情報提供を頂戴いたします。また、環境省の松田廃棄物規制課長から資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案について情報提供をいただきます。そしてその後、事務局より本小委員会の中間取りまとめ骨子案について御説明させていただきます。

本日、御出席いただいた紀伊様、松田課長には心より御礼申し上げます。ちなみに、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案でございますが、本日、参議院で審議が行われておりまして、私も一部先生からの質問に参考人として答弁させていただきましたが、ほぼ全員の先生から動静脈連携をしっかりとやれと。経産省、環境省一体となってしっかりと取り組んでくれと言われまして、そのとおりでございますと環境省と共に答えてまいりましたところでございます。

それはともかく、委員の皆様方には有識者の方々からの発表内容に関する事、そしてこれまでの7回の小委員会の、それから本日の情報提供も踏まえまして、中間取りまとめの骨子案について御議論いただければと思う次第でございます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○梅田委員長　小林審議官、大変前向きな情報をいただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、議事に先立ち、事務局から出欠状況の確認をお願いいたします。

○田中資源循環経済課長　資源循環経済課長の田中でございます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様のお出欠状況でございますけれども、岡部委員におかれては、本日御欠席という御連絡を頂戴しております。それと本日御出席の御連絡の石坂委員がちょっとまだ入られていない状況なのと、醍醐委員と澤田委員は後半オンラインで御出席と承っております。いずれにしても、本委員会では現時点において過半の委員の皆様にお出欠いただいておりますので、定足数を満たしているということを御報告させていただきます。

○梅田委員長　田中課長、ありがとうございました。

それでは、次に、資料の確認について田中課長からお願いいたします。

○田中資源循環経済課長　続きまして、資料でございますけれども、資料1から資料6まで御用意をしておりますので、お手元のiPad等で御確認いただければと思います。もし不備等ございましたら御連絡を事務局までいただければと思います。

以上です。

○梅田委員長　本日は、まず小林審議官からお話がありましたように2つのプレゼンテーションをいただきまして17時40分まで、そのプレゼンテーションに関する質疑といたします。その後、事務局より中間取りまとめ骨子案に関して御説明いただき、自由討議とさせていただきます。

それでは、早速プレゼンテーションいただくお2人の方を紹介させていただきます。

本日プレゼンいただくのは、アビームコンサルティング株式会社D X I ビジネスユニット共創プロデューサー・紀伊様でございます。それから環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課課長・松田様です。

それでは、まず紀伊様からプレゼンテーションをお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○紀伊プロデューサー ただいま御紹介いただきましたアビームコンサルティングの紀伊と申します。

私からは、資源循環のための個別識別表示導入について説明させていただきます。私は、これまで家電、アパレル、日用雑貨、加工食品、このような消費財サプライチェーンの主に動脈における業界単位のトレーサビリティをお手伝いしてきてまいりますので、今日はそこで培った知見について御説明させていただければと思います。

2 ページについて。まず製品の効率的な循環（C E コマース）の促進に当たっての課題の所在になりますけれども、これまでメーカーが作った製品を小売が販売して、購入した消費者が廃棄するのが一般的な流れでしたが、C E コマースが普及した場合、消費者から製品を買い取る買取り業者がいて、それをクリーニングしたり、修理をしたりする業者がいて、それまた再販売する会社がいるというところで、様々事業者が関与することになります。

今投影している2 ページの右側は私の経験談ですけれども、これは実際、家電メーカーの人から聞いたのですが、新興国の某国の修理センターに自社のテレビが来ました。開けて修理をしようとしたら、実は基盤はB社製でしたと勝手に改変された。だけれども、持ち込まれたということで、応えないとメーカーとしてのプレゼンスも下がってしまうところが非常に問題としてあったという話がありました。

やはり消費者が今後、二次流通品を安心して安全に購入いただく、利用いただくということにつきましては、どんな事業者がC E コマースに関わってきて、新品に加えてどのように改変が得られたのかというトレーサビリティ情報をちゃんと各事業者が収集して、それをきちんと消費者に表示するというのが今後重要になると考えてございます。

2 つ目が、3 ページに移りまして、そうした製品の管理に関する情報を流通させるに当たって必要となる個別識別ということで、今皆さんのお手元にあるペットボトル、パソコンをはじめとして、大体J A Nコードとか製造番号がついているのですけれども、一方で、

今回お話があったので、自動車の中古部品の個品識別子をちょっと調べてみたのですが、やはりある会社さんは、新品と同じ番号をつけて中古品を販売していたり、あとは代替品の番号を純正品のものをもじったような番号をつけたり、また違う中古品さんは、それに1を足したような番号でつけるとかというように、こういうサードパーティの人たちがいろいろな番号を使ったり、あるいは新品の番号をそのまま使ったりという、これが現状でして、今後C E コマースが広がっていくとなりますと、では、こういったサードパーティがいろいろばらばらつけたものを全部トレースしていくとなると、非常に社会的に負荷がかかると思っておりますので、ここをどうしていくのかというところがあります。

4 ページです。こちらのほうは、実際、私が今家で使っている電子レンジで、これはAmazonで買ったのですけれども、家電量販で買っても同じですが、皆さん、買ったときに多分J A Nコードがついていると思うのです。J A Nコードは御存じのように国番号、企業コード、商品コードというところで、商品の種類までしか分からない。では、実際どうやって個別識別するのかというところですが、裏側の製品銘板を見ますと、左下にありますようにちゃんと製造番号がついております。こうした製造番号は必ずメーカーがつけていますし、この家電ですと、サードパーティの人でも当然見られますので、今後C E コマースを推進していくに当たっては、こういった新品のメーカーがつける番号を生かして、それに対して情報連携をしていくというところが重要と思っております。

ただ、この製造番号自体、ぱっと見て分かるようにただ番号が振ってあるだけで、実は上に三洋電機と書いてあるから分かるのですけれども、実際はそこが汚れてしまったらよく分からないというところもありますので、今後はこの後説明しますG S 1とかI S Oとか、そのような国際標準機関が決めた番号を使っていく必要があると思っております。

5 ページがここに挙げています効率的な個別識別を行うに当たっての具備すべきポイントというところで、先ほどの電子レンジの例ですと、左ですね。メーカーが製造番号をつけたのだけれども、小売に販売するときにはJ A Nコードでやって、また消費者の手元に来たときに修理に出すと今度は製造番号というところで、これを誰かが全部変換したりつないだりしなければいけないとやはり負荷がかかりますので、右側の図にありますように、メーカー、卸、小売、消費者、こういったところが全部同じ番号で個別識別ができるというのがやはり非常に望ましい姿と考えております。

6 ページです。もうちょっと幅広に見たときの例ということで、一般アパレルのサプライチェーンにおける個品識別の利用イメージですが、真ん中の製造の下のところにアパレ

ル製品があると思います。アパレルメーカーが洋服を作る。ただ、これを作るためには、実際にはボタンとかファスナー、そもそも糸や生地からできているので、そういったものがどういったものからできているのか、これも川上から調達していくのですけれども、きちんとどういうメーカーがどういうロットで作ったのかみたいなのところも、現状も一部やられていると思うのですが、完全にはできていないところもありますので、そういった調達のところもきちんと管理をしていく必要があります。

実際に、アパレル製品になりましたら、個別識別の番号を付与して、それを物流とか小売、消費者、あるいは二次販売とか実際に再生をするところでも使えるようにするということが重要と思っています。

こちらは、実際、昨年もアパレル業界でいろいろ検討したのですけれども、識別子をどうするかとなると、当然バーコードもありますし、QRもありますし、あと、今皆さんユニクロで買物をされてかごを置くとぱっと精算される、RFIDもありますので、そういう多彩な自動認識技術をTPOに応じてどう使いこなしていくかが重要になります。

この先、個別識別のグローバルルールということで、GS1の説明が少しありますけれども、ちょっと飛ばさせていただいて、8ページ、GS1のルールを使って、どうやって個品を識別するのかですが、左側にバーコードがあります。一番左がJANのシンボルということで、皆さん、お手元のペットボトル、非常に慣れ親しんだものですが、これだと商品までは分かりますが、個品が分からない。

一方で、右側のGS1-128シンボルというのがありますが、これは識別子を間に、バーコードを入れることによって、消費期限とかロット番号、シリアル、そういったところが実は分かるようになっておりまして、これは医療用の医薬品とか医療材料のトレーサビリティに実際に使われています。

あと、RFIDもJAN+シリアルが基本的なコード体系になっておりますので、RFIDも基本的にはシリアルで追える体系になってございます。

10ページ、こちらのほうはバーコード、RFIDを一覧で示したものですけれども、バーコードのほうはやはり情報量に若干限りがある。ただし、コストとしては非常に安い。RFIDになりますと、情報も入りますし、あと非接触で読み取れるので、先ほどのユニクロのレジのように非常に物流の効率化にも寄与する。ただ、ちょっと値段が高いところがありますので、この辺り、実際にトレースをする製品の特性によってどう使い分けていくのかが今後議論になると考えています。

11ページ、こちらのほうは、実際にどういう形で個別の識別子が使われているのかというところで、G S 1の資料でございますけれども、医薬品、医療機器、あとは牛肉、こういったものが実際に識別するためにG S 1-128が使われています。

12ページは、自動車です。自動車も自動車本体そのものもありますし、あと部品とか、部品を運ぶ輸送容器、こういったものに実はR F I Dを利用する場合のガイドラインがJ A M Aで既に定められておりまして、図にありますように国内ですと車体番号をセットすることによって、この車はどのメーカーのどの製造番号のものなのかがトレースできるようになっています。こちらは、I S Oの標準にひもづいて作られているので、基本的には消費財はG S 1、産業財はI S Oというのが基本的なルールなのですが、こういった形でトレースができる仕組みを整備していくことが重要かと思っております。

13ページに移りまして、海外は、識別子をつけるだけではなくて、実際にプラットフォームが既にここに挙げられているように各国でいろいろ走っておりまして、実際の対象製品としましては、医療製品、蓄電池、食品というところが自動認識技術とトレーサビリティシステム、ブロックチェーン技術なども使っております。日本は実はあまりまだ使われていないので、今後の検討に当たっては、海外でこういうものが実際本当にどの程度使われているのか、あるいはこういう仕組みを日本で適用するときには動脈から静脈をこういった形で利用していくのが望ましいのかを深く検討していく必要があるかなと思っております。

私からの説明は以上になります。

○梅田委員長　　紀伊様、ありがとうございました。

続いて、松田様からお願いいたします。その後、質疑応答に行きたいと思います。

○松田廃棄物規制課長　　環境省の廃棄物規制課長の松田です。

本日は、こちらから情報提供できる機会をいただきまして、ありがとうございます。最初に、歴史的なところを少し簡単に紹介します。

廃棄物規制課は、産業廃棄物についての適正処理を進めるという部分で、廃棄物処理法、産業廃棄物に関する部分を所管しています。産業廃棄物については、私が役所に入ったときは1996年だったのですが、いろいろ大型の不法投棄、不適正処理の問題が頻発していて、まさに廃棄物処理法の規制をどんどん強化しなければいけないという時代のときに入ったものですから、そういう流れの中で廃棄物規制課というところであるのかなと思うのですが、課長になってみて、この業界は大幅変わってきています。特に資源循環部門

を受け持つ会社の方といろいろな意見交換をすると、昔とは隔世の感があって、皆さん、立派な志を持って、再生材をどんどん作っていきこうとされています。

今日、オンラインで参加している石坂委員とも1度意見交換をさせていただいたことがあります。皆さんといろいろと話をしていくと、確かに廃棄物処理を進めていく上では廃棄物処理法の規制というのは、これはこれで非常に大事であるのですが、それに加えて、やはりこういった資源循環産業の方にもっと大きく成長していただくためには一体何が必要なのかということを課長に就任してからずっと考えて今に至るところです。その点、今環境省が打とうという政策について紹介しつつ、今日は事務局からプレゼンの依頼があり、我々としても先ほど小林審議官からもお話もあって、経産省さんともしっかり連携して、動静脈連携をやっていききたいという思いを持っていますので、その点と併せて少しお話させていただければと思います。

それでは、早速説明ですが、2ページ、総論的な話をさせていただきますけれども、環境省も循環経済の推進に向けて、経産省とタッグを組んで進めていきこうと考えています。ちょうど第五次循環基本計画の案というのをまさに作りかかっているところでございまして、夏頃の閣議決定を予定しているのですが、その中に循環経済への移行をしっかりと明記して、カーボンニュートラルの実現、生物多様性の保全と併せて、地方創生、産業競争力強化、経済安全保障、こういった政府全体の課題についてもしっかりと取り組んでいきこうではないかとなっています。

以前は、やはり環境保全を第一にというところがあったのですが、それだけではなくて、やはり政府の一員ですので、政府全体での課題というものにも、循環経済という部分の推進を通じて我々もしっかり貢献していきこうではないか、こういったものを計画に入れていきこうと考えているということでございます。

地域・くらし、産業競争力・経済安全保障、社会変革、そういった様々な事項ごとにいろいろな政策を打って、実際に形をつくっていきこうと考えているところでございます。

3ページに移りまして、第五次循環基本計画については、まさに循環経済の移行を国家戦略として明確に位置づけようということで、6月以降に恐らく決定されることになるということでもあります。

4ページ、ここの第五次循環基本計画をつくるという部分の中で、計画に書かれている様々な事項をより具体的に、いろいろな資源循環ビジネスとして、各地で展開していく政策ツールというのが必要だと我々として考えております。

5 ページに移りまして、そういう点で第五次循環基本計画の検討と並行する形で、静脈産業の脱炭素型資源循環システムの構築に係る小委員会を昨年6月に設置し、昨年の夏から6回ほど審議をしていただきまして、今年の2月16日に環境大臣に意見具申をいただいているというところでございます。

このメンバーの中には、本日御参加の委員の方でいうと栗生木さんや末吉さんや所先生、また、金澤さん、こういった方にも入っていただいていますし、また、経団連さんからの推薦の委員の方や、あとは廃棄物業界の方も入って、こういった中で、今後の静脈産業、脱炭素型の資源循環システムをつくっていく上で必要な政策ツールは一体何だろうということを議論していただいたということでもあります。

エッセンスだけ少し紹介しますが、6 ページ、こちらの中の青い部分を見ていただければと思うのですが、脱炭素型資源循環システムの構築ということで、高度な資源循環の取組について国が認定を行って、生活環境の保全に支障がないような措置を講じた上で、廃棄物処理法に基づく各種手続の迅速化を図るべきではないか、加えて、いろいろな設備導入支援も含めた投資促進策を実施すべきではないか、ということが主な中身となっております。

国が認定すべき高度な資源循環の取組イメージという部分では、まさに本小委員会のテーマの1つである動静脈連携と、あとは地域での官民連携、ごみ処理は市町村が行っていますけれども、こういった部分に民間活力も導入できないかというところとか、あとは既存の設備について高効率化をすべきではないかとか、加えて、脱炭素化製品についての資源循環も進めるべきではないか、こういった4つの分野での取組について、国が認定していくような形で、本来であれば都道府県が行っている業の許可なり、施設の許可なり、こういった部分の手続の迅速化を図るべきではないかと提言をいただいております。

加えて、情報を通じた主体間の連携の促進ということで、再生材の質・量の情報のマッチングだったり、バリューチェーンでの情報流通だったり、資源循環分野のパフォーマンス評価を推進するとか、こういった部分についても積極的に政策を打っていくべきではないかということになっております。

このような提言を受ける形で、我々も同時並行で法案をずっと検討してきたところでございまして、先ほど小林審議官から紹介していただいたのですけれども、この法律案について、8 ページにあるとおり、今年の3月15日に閣議決定をして、そのプロセスの中では経産省さんのほうにも非常に協力していただきました。衆議院は4月にこの法律について

賛成多数で可決していただいて、本日の参議院の環境委員会で審議していただいたところではあるのですが、我々としては一刻も早く何とかこの法案を国会で通していただけないかということで頑張っているところであります。

この概要についてなのですが、主に骨格としては、国が基本方針を定めて、政策の方向性を示す。資源循環業界の皆さんに再資源化の取組を頑張ってほしいということで、全体の底上げということで、環境大臣が判断基準を定めて公表していく。加えて、処分量が多い業者さんには、再資源化の実施状況を環境省に報告していただくという義務づけをして、それで我々が公表する。それによって、排出事業者さんや製造事業者さんが熱心に再資源化を行う業者さんが分かれば、よりマッチングを促進できるのではないかとということとであります。

加えて、この法律の肝になります再資源化事業の高度化の促進の引き上げという部分で、国が一括して認定を行う制度の創設をする。生活環境に支障がないような形で、廃棄物処理法に定める処理基準等をしっかり適用した上で、処分業や施設等の許可のの特例を設けようというものであります。

後ほど詳しく説明しますが、認定制度には3つの類型がございまして、1つ目が事業形態の高度化ということで、まさに動静脈連携、2番目は分離・回収技術の高度化、3つ目は既存施設の再資源化工程の高度化、この3本という柱立てになっております。

9ページです。目的については、従来の廃棄物処理法は、生活環境の保全ということが目的だったのですが、今回、この法律案をつくるに当たっては、資源循環の高度化を促進していく、こういった部分で脱炭素にも貢献して、環境の保全、国民経済の健全な発展に寄与するということで、従来の廃掃法の目的から一歩進めた形になっております。

10ページです。こちらのほう、基本方針、責務規定ともに定めることになっていまして、国が目指すべき目標を定めて、今後の政策の方向性を示していこうと。また、重要な関係者の役割を明確化していこうということとであります。

11ページです。次に、判断基準を環境省が定めていく。具体的に資源循環産業の方に取り組んでいただきたいことを定めていくというものであります。

12ページ、特にここの部分だけ少し紹介させていただきますけれども、高度再資源化事業というところで、動脈側の取組と連携した静脈産業側の再資源化事業について、計画を環境省が認定をするということにしております。認定されれば、廃棄物処理業や施設の許可について不要にするという形を取っており、従来の廃掃法の特例措置よりも一歩踏み込

んだ形になっております。

それだけ、動静脈連携をしっかりと進めていかなければいけない、この制度をよりよいものにしていきたいと我々としても思っておりますので、できるだけ経産省で動脈側の取組の政策強度を高めていただいた上で、その上でそうした製造事業者と連携をする廃棄物処分業の方がこういう再生材を提供するような事業を対象にできればと考えております。

今後、認定基準なり、どういった申請書類を出すかということを決めていくこととなりますので、まさにこれから中身を考えていく必要がありますが、この点は経産省としっかりと連携していきたいと思っております。

時間がもう大分なくなりましたので、13-14ページ、こういった高度分離・回収事業や再資源化工程の高度化、既存の施設に対しても対象になるということで少し紹介するということにとどめます。

あとは15ページにあるように再資源化の実施状況の報告制度も用意しています。このほか16ページには財政上の措置の努力義務等がございます。最後に17ページ、施行期日のところが公布の日から起算して1年半を超えない範囲で政令で定める日としておりまして、これはまさに認定制度をどういう中身にするかということを一定期間お時間をいただいて、その上でいい制度をつくっていききたいと我々は思っています。

そのために、まさにこの会議で検討されている政策と、しっかりと連携した中身にしていききたいと思っております。

時間を超過してしまいまして申し訳ありませんでした。私からの説明は以上とさせていただきます。

○梅田委員長　松田様、ありがとうございました。

それでは、ただいまから今の2件の有識者プレゼンに対する質疑とさせていただきます。質疑時間が大変短くて恐縮なのですが、議事の進行上、17時40分まで10分間とさせていただきます。御発言を希望される方は現地参加の場合はネームプレートを立てて、それからオンラインの場合は挙手ボタンにてお知らせください。いかがでしょうか。そんなに急いでいるわけではないので大丈夫なのですけれども。では、栗生木委員、お願いします。

○栗生木委員　御発表ありがとうございました。私からはアビームコンサルティングさんに御質問させていただければと思うのですけれども、こういった表示による、製品そのものではなくて、循環に資する仕組みを整えていくというのはすごく大事なことでと以前

から思っておりまして、例えばGS 1とか、こういった表示を様々な、ここに出ている業種だけではなくて、あまねく産業に適用させていくに当たって、特に中小企業対応とかが必要になってくるかと思うのですけれども、その点においての課題というのがあれば、教えていただければと思います。

○紀伊プロデューサー GS 1でJANコードを取るときには、流通システム開発センターに登録料を払わなければいけないので、中小企業が全部JANコードを取ろうとすると、登録料を払うというのはちょっと御負担になる話は聞いています。値段を聞いたたらそんなに高くなかった気はするのですけれども、自分で勝手に番号をつける分にはただですが、JANコードをつけようとする、一つ一つお金がかかってくるというところが少しネックになっているようです。

○粟生木委員 ありがとうございます。制度的な課題以外、例えば物理的にマークをつける機械を持ってくるのが難しいとか、そういったことは。

○紀伊プロデューサー これもよく聞かれますが、ただ、基本的にはバーコードがほとんど印刷で、紙であったり、プラスチックフィルムでもできますので、今のJANコードはロット、シリアルが入っていないので、先ほどのGS 1-128みたいな形であれば入れられますし、あとはあまりバーコードが広がってしまうと、ちょっとデザイン性がというのがあれば、QRにもできますので、基本的にバーコードで印刷するのであれば、あまり御負担はかからないと思っています。

一方で、トレーサビリティシステムになりますと、先ほどのアパレルの表であったように調達物流のところから製品が流れる。そうすると、各事業者さんが何らかのものを入れていかないといけないというところになりますので、プラットフォームの利用料がどうなるのかというのはちょっと議論としてあります。ここは例えば一定の規模以下の中小企業者は無料にするとか、制度設計も多分必要になると考えております。

○粟生木委員 ありがとうございます。参考になりました。

○梅田委員長 では、次、高尾委員、お願いします。

○高尾委員 ありがとうございます。環境省さんにぜひ質問させていただきたいのですが、今回の高度化法の趣旨というのは、恐らく今廃掃法で定められている広域認定とか再生利用認定に追加して、施設の設置許可が不要になるような取扱いを資源循環の場合についてはやりますよということなのかなと理解をしたのですが、それは設置許可が取りにくいということによって、資源循環を行う事業者さんの例えば設備投資とかがやりに

くくなっているという問題意識がある上でこのような対応をされたのかということが1点
お伺いしたいこと——趣旨のところですよ。

もう一つは、再資源化の実施の状況の報告等のところにおいてなのですけども、これを
拝見していると、廃棄物の処分業者さんのほうが数量を再資源化したものを報告するとい
うことになっていますが、同時に動脈側がどれだけ使ったのかということのバランスを
させることはすごく重要だと思っているのですが、その部分については、今回の分は入っ
ていなくて、むしろ経済産業省との連携の中で進めようというところを意図されていると
いうことで合っているかどうかの2点をお願いできますでしょうか。

○松田廃棄物規制課長 御質問ありがとうございます。1つ目の部分はまさに廃棄物処
理法でも適正処理という部分の観点で広域認定、再生利用認定制度というのがあるのです
が、今回は資源循環の高度化が脱炭素に資するということで、これまでの廃掃法の法目的
ではなかなか読めない部分を新たな法律の法目的とし、その上での認定制度を3つ用意し
たということでございます。

今お話があったとおり、広域的に動静脈連携の取組をやろうとすると、それぞれの都道
府県の許可をいろいろ取らなければいけないという問題があります。また、例えば今日は
あまり詳しく説明しませんでしたけれども、高度に分離をする設備を導入しようとする
と、最新の技術を用いるので、こういったものを用いた設備の審査、都道府県ごとの審査とい
うのは、自治体によってもかなり負担になっているという話も聞いております。この点、
我々がいろいろな最新の知見を集めて一括で認定していくことで、できるだけスピードを
速めるようにしていきたい。こういう形の思いを持って、今回の制度をつくっているとい
うところであります。

また、2つ目の部分、御指摘については、実は今回の国会でも非常にお話をいただい
ているところではあるのですけれども、この法律は環境省の専管であり、まさに廃棄物処
分業の方を対象にした法律の中で、動脈企業側から、どのような業者が良い取組をしてい
るのかということが見えるような形の仕組みをつくるということにとどまっているというの
が正直なところです。

この点、再生材として活用したものをどれだけ製品に使っていくのかという部分につ
いては、ここはまさに経産省と連携して進めなければいけないところだと思います。私たち
としても経産省で制度整備の部分で政策強度を高めていくという部分については非常に期
待しておりますし、ぜひ連携を深めていきたいと思っていますところでもあります。

○高尾委員 ありがとうございます。

○梅田委員長 ありがとうございました。

次、委員、お願いします。

○長谷川委員 それでは、手短にアビームコンサルティングの紀伊様に質問させていた
だければと思います。

後で経産省の事務局から御説明がある資料には、トレーサビリティ促進のための表示制
度の導入が書かれています。これに関連して、本日紀伊様からお話を伺ったと認識してい
ます。今日の御説明の中で、いろいろな識別番号が出てきました。これらの中で、この後
の事務局からの説明がある製造事業者とサードパーティとの間で適切な情報共有を可能と
するという趣旨で、作られている制度があればご教示いただければと存じます。

具体的には、医薬品や牛肉の話をご紹介いただいたのですが、これらは趣旨が若干違っ
ている気もしています。今回の検討で焦点が当てられるような特定の耐久消費財を念頭に、
修理情報あるいは使用されている素材について、情報共有を担保しているような諸外国の
仕組みなり、国内の仕組みでもいいですが、もしあれば教えてください。

○紀伊プロデューサー 私もサーキュラーの専門家ではないので、細かいことはあまり
分らないのですが、御存じのように欧州のほうでデジタル製品パスポートが走り始めて
いるので、それに対応して蓄電池から始まってアパレル、家電は対応が急務になっている
ので、そのために製品に識別子をつけるのもそうですし、実際に欧州で売られているユニ
クロはQRコードが貼られて、それをかざすと消費者がその製品由来の情報が得られると
ころもやっていて、法律がこれから施行されるので、そこは識別子もそうですし、先ほど
私のプレゼンの最後で言ったようにトレーサビリティシステム、今回調べたら百幾つもブ
ロトタイプが走っている。一方で、日本はほとんどそういう仕組みがない。実際に欧米で
発売されている方が日本で打診をすると、月数十万ぐらい、大手からしたらあまり高くな
いですし、その製品のトレーサビリティ以外に例えばカーボンフットプリントスコープ1
だけではなくて、スコープ3をも取れるなど、一粒で幾つもおいしいシステムと個人的に
は思っているのですが、あまり関心がないくあまり売れていないので、やはり日本はそ
ういう機運というのがあまり醸成されていないのと、あまり御興味がないのかなとちょっ
と感じているところであります。

当然、家電リサイクルとか自動車リサイクルみたいに法律が走っているところではきち
んと運用はされていると思うのですけれども、それ以外のところはあまり関心は感じた

ころはないです。

○長谷川委員 ありがとうございました。

○梅田委員長 山本委員、お願いします。

○山本委員 私もアビームの紀伊さんに。プレゼンありがとうございました。

スライド13のところに幾つか例があると思うのですが、これで例えば先ほどプラットフォームが重要だとおっしゃっていて、それは価格づけの問題とかあったということですが、あとブロックチェーンを使っているとかというのがありますが、これだけしっかりコードがあって、そうすると、そんなにパブリックなブロックチェーンとかをつくるメリットというのはどのぐらいあるのかなというのがちょっと素人的にはよく分からないのですが、もし紀伊さんが今まで御覧になった感じで、今回のような資源循環とかをイメージして、ベストプラクティスのというか、どのようにプラットフォームとか、そのときのソリューションでのブロックチェーンなのか違うのかとか、そういうものはどこら辺をキーに考えて構築していったらいいのか何かヒントとかはございますか。

○紀伊プロデューサー 欧米も含めてまだ試行錯誤の段階でブロックチェーンを使うと書き換えもできないので、うちのものはばっちりですみたいなことを言っているのですが、ただ、ビットコインみたいにパブリックブロックチェーンでやっているわけではないので、どこまで担保されるのか、個人的にはちょっと思うところがありますけれども、御質問のところからいうと、まだ見えていない、試行錯誤がやはり多いと思っております。

個品識別子も基本的にバーコードやRFIDを使うというところではありますが、コードにつきましても、GS1も頑張っているところではあるのですが、当然、産業財になりますとJANコードがそもそもないので、そういったところは自動車メーカーみたいにISOの番号を取るのかとか、あとは経産省もウラノスで検討されている、例えば受発注番号に起因してトレースしているほうがリーズナブルなのではないのか、などまだ固まっていない状況です。これも多分国の事情、業界の事情、あるいは大企業、中小企業の割合とか多分いろいろ違ってくると思うので、このプラットフォームだけで走るというのは多分あまりないと思います。ただ、全部乱立してしまうとすごい手間暇がかかってしまうので、最低同じ業界だったら2、3種類以下ぐらいにしないと、A社の分はこっちのシステムに、B社の分はこっちにして、ばらばらにトレースすると非常にまた手間が増えてしまうので、何とか少し集約ができるように御検討されたいのかなと思うところです。

以上です。

○山本委員 ありがとうございます。

○梅田委員長 皆様、ありがとうございました。

それでは、続けて議事を進めさせていただきます。次は、事務局より中間取りまとめ骨子案に関して御説明いただきます。田中課長、よろしくお願いいたします。

○田中資源循環経済課長 ありがとうございます。お手元の資料で関連しますのは、資料5と資料6になりますけれども、私からは、資料5の内容をより読みやすいようにしたパワーポイント資料6から御説明させていただきたいと思います。

お手元資料、1ページでございますけれども、これまで非常に長い期間にわたり、様々な業界から、これは上流から下流まで含めて、様々な御事情があるところを聞いていただきながら課題などを洗い出してきたというプロセスであったと思います。

そのおかげで、2ページでございますけれども、まず議論を始める際に、こういった観点で御議論をお願いしますと言ってきた点について、様々な課題感が見えてきたかと思っておりますし、また、方向性も見えてきているのではないかと思っております。

今日は前半プレゼンがあったということなので、また別途、議論の機会の際に、これまでの議論の経過と、それとの論点のつながり、そしてソリューションへのつながりというところは改めて整理したいと思いますけれども、まずはそれを踏まえて、こういうことだったのではないかとこのところのエッセンスを議論のキックオフとして提示させていただきたいと思います。

3ページを御覧いただけますでしょうか。単純化した産業構造で、本当はこれが何重にも重なっているわけでありましてけれども、基本的にいわゆる線形経済と言われている中での流れとしては、上流から下流に下りていって、素材産業から製品、消費、それからアフターケア、そしてリサイクルに回っていく。それぞれ今回様々な業界から話を聞いていただいて、取組に非常に頑張っているというところは御理解いただけたのではないかと思います。それでも実際としてはうまく回っていないというのが現状であるのはなぜなのかを模式的に描いてみたところであります。

まず、素材産業からは、再生材及びバイオ材というものをどんどん使っていくということが今後の世界においては中心になっていくだろうというような仮説をお話いただいたと思っております。これは資源循環だけではなくて、GXの観点からも重要というお話があったと思いますけれども、他方でやはり悩みどころとしては、きちんと需要が確保できて

いるということがないとなかなか巨額の設備投資というものと、それが回収できる当てがないということが1つ大きな課題としてあったと思います。ですので、きちんと国内だけではなく、国外も含めてだと思えますけれども、成長戦略が描けるような環境を担保していくということが重要であったということかと思えます。

そうすると、やはりそういった素材を使う製品産業の皆様におかれて、こういったものを使っていただくことを進めていくということだと思いますが、これも自工会さん、JEMAさん、CLOMAさん、様々な業界からお話を伺いましたけれども、やはりそういった産業それぞれにおいても内外の競争にさらされているということからコストアップ、それともう一つは品質的なものが追いつかないというところで、コストアップをのめといったって、それは海外製品にはそれがかからないのだとすると、やはり競争上劣後してしまうということがあったと思います。

ですので、行き着くところは、やはり消費者の行動をどうやって変えていくかというところ、それがまた価値に変えていくというプロセスをどうやって政策やインセンティブでつくっていくかという御指摘だったのかなと思っております。

もう一つ、製品の循環というところについて言うと、やはりこれまではいいものを作っているものを売れば、競争上よくなるかというところ、そうでもないものも結構あって、それは安くて手に入りやすいものがかなり大量に世界から入ってきているという実態がある。そうすると、やはりよいものを長く使うというビジネスモデルが儲かるという構造に今必ずしもなっていないというところをどう変えていくかという課題が非常に多かったのかなと思います。

そのときに例えばそれを売り切りビジネスにしてしまうのか、サービス化をしてそれが長く使えるようにして、消費者としては長期間より安くいいものを使える。そしてそれは方法論としてはサブスクであったり、非商用型のサービス化であったり、あるいはアフターマーケットでの処分性を高めることがあります。高い、いいものを買ったらそれが処分性があるので回収できるということによって、よいものが社会全体で長く使い続けられるという構造をどうつくっていくかということが全体の課題感だったのかなと思っております。

そして、そういうある意味、線形経済にありがちな環境・労働規制が緩いところほど強くなるというところを逆転させることができれば、商品が非常に長い期間使われ、それがまた循環側、リサイクラー側、静脈側にとっても、例えば素材が使われるようになると、

循環素材を供給するインセンティブが非常に高まるということ。それから質の面についても低いという御指摘があるわけでありますけれども、これは技術と投資が必要ということで、もちろんこれは制度的な対応であったり、投資支援をするということだと思いますが、これは永続的ではありませんので、やはりこれは社会的に回っていくという誘因になって、このリサイクラーの皆様方の高度化というところにもつながっていく、それによって今は中古品が流出しているというところも、国内にとどめておくインセンティブが高まっていくということで、全体で初めて輪が閉じるのではないかということを感じております。

ということで、では、どうしていかなければいけないかということの概念図として次の4ページでありますけれども、やはり1つ目は、循環資源を使っていこう、上流から加入まで含めて目線を合わせていこう、これは動静脈連携も含めてですが、一緒にやっていく必要があるのではないかというところであります。

1つは、①と書かせていただいておりますけれども、緑の①で循環素材、再生材であったり、グリーンな素材、こういったものを使っていただくというところを、製品を作る方々と素材を供給する方々で目線を合わせていくということができないかというのが1つ目。

それから製品をそういったものを利用すると、当然コストと労力がかかるわけでありますけれども、どうやってそれに報いていくのかというところは、やはり消費市場において、循環素材、再生材やグリーンな素材などがある程度評価されるということが必要になってくると思います。

そうすると、やはりそれがほかのものと違うということがまずきちんと消費者の目に分かるようにするということが1つ。そしてそれに対して、では高いお金を払えるかという、今足元ではそういう環境にないかもしれないというところを、一時的な形になるかもしれませんが、きちんとインセンティブという形でお支えをしていく。ルール化とインセンティブを同時にやっていくことによって、消費行動を変えていく必要があるのではないかというところが2つ目でございます。

もう一つ、C E コマースの促進については、1つは製品から消費に移る販売という形態だけではなくて、非販売型の、非所有型のサービス提供を伸ばしていく、あるいは二次流通市場のようなところをより健全な形での発展を図っていくことによって、安かろう悪かろうを買うよりは、いいものの二次流通品を使うとか、長期利用するということで全体の価値が上がっていく。そして恐らく日本というのは、高くていいものを作る技術というの

はまだまだあるということで、安かろう悪かろうのところで戦うというよりは、いいものを長く使うという社会構造に入ることによって日本の産業競争力自体を高めるということが重要なのではないかと考えております。

そして、そういったものを皆さんやっておいてねということで、国が制度だけをつくって放っておくということではなくて、これは3番目の下のちょっとグレーにかかっているところでありますけれども、きちんとそういった動きができていいのか、できていないのかというものを、もちろん国全体では環境省が循環基本計画等でウォッチをしているというところではありますが、きちんと個別企業別でもどういった状況にあるかを、少なくとも法律で様々な指定であったり、特定業種というものを設けておりますので、その進捗状況を国として把握をし、必要な監督を行っていくということのPDCAサイクルをつくっていくということももう一つ大事なのではないかと考えております。

こういう循環をつくることによって、一番下に書いておりますけれども、やはり国内でいいものを長く作るということ自体がむしろ競争力の強化につながる、すなわち国内立地の維持にもつながるし、ゆくゆくはこういったグリーン素材がグローバルスタンダードになっていくということだとすると、そういったサプライチェーンが国内にできていること自体が企業の国際競争力にもつながっていくということではないかというのがこれまでの議論の総括ではないか、と事務局としては仮説を置いているところであります。

ということで、では具体的な方向性としてどうしていくかというのが5ページ以降でございます。

まず循環資源の流通促進につきましては、やはり何といたっても供給側からやるべきではないか、あるいは需要からやるべきではないかという議論があると思います。様々な主体から見ると、やはりあっちが足りないというのはあるのだと思いますけれども、やはり全体の輪をつないでいくためには、両すくみの状態から脱する。すなわちやはり供給側——供給側というのは再生資源という観点での供給側と、これを使う側のものづくり側というところと一緒にあって主体的な取組を促していくということが何より大事ではないかと考えております。

そういう観点で、量の確保と質の確保、それぞれ課題を洗い出したのが次のところでございましてけれども、やはり量の確保をしていくということになると、どうやって集めていくのか、そしてそれをより効率的にやっていくのかが非常に重要になってくると思います。

そのときに日本の1つの長所といいますか、ほかの国よりもある意味、利点としては、

各種リサイクル制度が整備をされているというところがありますけれども、現在のリサイクル制度は、委員の皆様からも時々御指摘があったと思いますが、必ずしも循環資源の供給を最大化するためにファインチューニングされているわけではない。どちらかという、最終処分量をなくすという観点での適正廃棄物処理という観点から制度が構築されているというのが現状だと思いますので、このところをもう少し変えていくということが1つあるのではないかと。

すなわち現在のリサイクル制度を最大限活用して、全ての資源を一気呵成にやるというのはなかなか難しいところがありますし、もう既に例えば鉄のような、これもプレゼンいただきましたが、自主的に回っている産業もございますので、そこには至れていないもので、かつ資源として循環度の向上が特に急がれるもの、この例としては①の括弧で書いておりますが、1つは当然、日本にとって資源のクリティカリティが高いもの、それから炭素中立や、環境汚染防止の観点から循環を担保しないと素材の利用自体が困難になってくるもの、典型としてはプラスチックが観念されていると思いますけれども、こういったもので、かつこれは成長戦略という意味もありますので、将来の市場の成長が世界的に見ても予見されているものについてより優先的に量の確保をやっていくということが重要ではないかということでもあります。そうすると、プラスチックであったり、レアメタル、こういったところが1つ重要になってくるのではないかとということでもあります。

それから質の確保でございますけれども、やはり品質がある程度は一定基準を満たすというところは、出し手側と取り手それぞれが自分の基準だけで話しては、いつまでもこれがミートしないということになりますので、この品質を共通理解、指標化していくというような動きや、その情報を流通させるという動きが非常に重要になってまいります。しかし、これは必ずしも単に制度、あるいは法律をつくれればできるという話でもございませんので、C P sの中で産官学で連携をしていくという動きを既に始めているところでございます。

他方でそういった運動論に加えて、既存のリサイクル制度で、もちろん量をたくさん集めるという意味でのインセンティブを強くするというのもあるのですが、先ほど申し上げたように、やはり品質にこだわっていいものが出せるのかどうなのかをもう一度チェックをしてみるというところが重要になってくるということ。もう一つは、そのときに、物を作るときに、いわゆるエコデザインでありますけれども、いかに自分が作ったものが再生材に戻しやすいかという意味でのエコデザインもいま一度確認するということが重要では

ないかということでもあります。

ということから、6 ページであります。両方やるということで、供給側、需要側と書かせていただいておりますが、再生材の供給という意味でいうと、これは経産省だけではできないところでありますので、環境省と一緒にやるということでもありますけれども、既存のリサイクル制度、特にプラスチックについて言うと、多く使われている産業としては、容器包装、自動車、家電といったところが大きいというのが統計上は分かっております。こういったものについては、今リサイクル制度がございますので、それぞれにおいて量・質を上げるようなインセンティブを強めていく、あるいは制度設計を見直していくという議論を始めたいというのが事務局としての方向性の1つでございます。

括弧の中に、2 つ目のボツに書いておりますけれども、例えば容リ法であれば、量を増やすという意味でいうと、参加自治体をもっと増やしていくような取組をする。それからプラスチックの再資源化に対するインセンティブを何らかの制度の中に設ける。例えば自動車リサイクルについて言うと、今プラスチックというのはリサイクルをしてもらうという制度にはなっていないわけでありましてけれども、今もう既に自動車リサイクルの議論の中でプラスチックの収量が多いものについてはインセンティブを付与していくような議論も開始していただいているという状況であります。

また、先ほど申し上げたようなレアメタルでありますけれども、レアメタルについて言うと、例えば今リチウムイオンバッテリーから得られるコバルトであったりリチウム、こういったものについては非常に重要な元素でありますけれども、今リチウムイオンバッテリー、小型のものは回収義務がかかっておりますが、それ以外については回収義務がかかっていないというところがございます。これは資源に戻っていくものでありますので、こういったL I B 使用製品というものも回収義務に加えることによって、資源回収をより進めていくということもアイデアとしてはあるのではないかと考えております。

2 つ目の資源供給産業の育成のところは、法的な規制の適正化ということで、これは先ほど松田課長からプレゼンいただきましたけれども、やはりスケールをしていくためには経済性も出していかなければいけないということで、廃掃法の規制をより緩めるというよりは、適正性が担保されるものについては、妥当なものに変えていくというところの検討をいただいているということでもあります。

それから質の確保については、先ほどと被りますけれども、よりいいもの、例えばミックスプラというよりは、物ごとのP P であったり、P S であったり、そういった純度が高

いものが供給できるというものについては、例えばインセンティブをつけていくといったようなアイデアもあると思いますし、こういった品質向上のための制度的な見直しをしていくというのも1つアイデアとしてあると思います。

もう一つは、正直者がばかを見ないというところが非常に重要だと思っております、再生材が本当に再生材なのかどうなのかというところの検証も恐らく将来的には必要になってくるということだと思います。特に例えばプラスチックでいうと、ケミカルリサイクルをしてしまうと新品と品質が変わらないということになりますので、事後的に技術的に検証しようとしても、これは無理ということになりますので、やはりプロセスでどうやってこれが再生処理されてきたかというものが検証できるというような制度を検討していくことが重要ではないかということでもあります。

それから需要側、再生材の利用側でありますけれども、ここは1つは再生材の利用義務の拡充と書かせていただいております。拡充という趣旨は、既に今資源法の中においては、特定再利用業種という形で複数の業種について資源の再生材の利用を義務化しているものがあるわけでありますけれども、この中で、先ほど申し上げたようにプラスチックについては、非常に普及が求められているということから、この再生材利用の義務を措置する方向性としてはどうかというのが我々としての御提案になります。

他方で再生材利用ということになると、当然のことながら、1つは供給側がついてこれないと、需要側の目標だけ立てても、これは空振りになってしまうということですので、供給側が育っていくスピードに合わせて、適切な義務をかけていくということが重要になりますし、また、業種によっては、なかなかそれが使えないというような業種もあつたりしますので、きちんと具体的な対象業種であつたり、どの時点でどういう義務をかけていくのかということについては、海外動向なども踏まえながら議論を深めていきたいと思っております。

もう一つ、工場の工程端材のような副産物も実は再生材としては純度が高いようなものもあつたりします。プラスチックについても、工程端材については老廃プラよりは非常に高いクオリティになると思いますので、こういったものについてももう一度利用していく、再生材として使っていくというような義務を措置するということにしてはどうかというのが御提案であります。

質の担保ということでもありますけれども、やはりこれはどちらかというよりいいものであるということが分かるということが大事になってまいりますので、トップランナー認

定であったり、ラベリングをきちんと制度として措置していくということが必要ではないかということ。また、そういったラベリングがされたものについては、再生材利用に関するインセンティブをきちんと措置していくということが重要かと思います。例えばグリーン調達や、各種の補助制度、既にあるような補助制度を活用してインセンティブを強化していくということも重要になってくると思います。

それから分別等の高度化をするためには、例えば組成情報の詳細化といったこともどこまで必要かというものは、これは供給側の高度化とともに進んでいかなければいけないところですが、表示の高度化の必要性についても検討が必要かと思っています。

7 ページでございますけれども、もう一つ製品の効率的利用、C E コマースであります。これは市場自体が既に育っているような自動車市場もあれば、これから伸びていくことが予想されている市場もございます。具体的にはと書いてありますけれども、やはり例えばシェアリング、サブスクリプションのような、ある意味、非所有型のサービス化であったり、長期利用を促すようなサービス、例えばリペアリング、それから二次流通のようなどを促すようなリユースであったり、リファビッシュ、リマン、こういったものをきちんと政策の中に位置づけて、かつそれは単にそれを行えばいいというよりは、炭素中立であったり、天然資源の節約といったところにきちんと通ずるような望ましいC E コマースの在り方というものを業界と一緒に制度化していくということも検討したいということでもあります。

3 目でございますけれども、これは先ほど申し上げたようなやはり国全体のマクロの絵だけではなく、もうちょっと解像度を上げて、きちんとP D C A サイクルを回すような制度を措置すべきではないかということでもあります。

具体的な対処の方向性として、8 ページですが、まず製品の効率利用については、今まで資源法の中には、製品のエコデザイン、いわゆる環境配慮設計というものを69業種お願いしているわけですが、製品のデザインについてはそういった制度がございますが、では例えばサービス業としてこういったものが望ましいかというものは、必ずしもそういったフレームがないということもございます。

ですので、できればそういった制度的な根拠のあるサービスエコデザインを業界と一緒に議論しながら望ましい判断基準をつくり出していくというようなことを検討できないかということと、これは先ほどと一緒にですが、そういったものに取り組んでいるものが可視化されてインセンティブが与えられていくというような制度連携をしていきたいと

いうことであります。

(3)でありますけれども、これは先ほど紀伊さんからお話をいただきましたが、トレーサビリティは非常に重要になってくると思います。特にC E コマースの点でいうと、先ほど御説明がありましたけれども、やはりいろいろな人に所有権が渡ったり、その過程において様々なサードパーティがいろいろな改変を加える可能性がある。そうすると、最後不良品が来たときに、その人がばかを見ろというようなことになってはいけないということなので、情報連携が非常に重要になってくるわけでありましてけれども、そのときにまずやらなければいけないのは、個品識別ができるということが重要になってまいりますので、個別識別子の表示というものはルール化していくということが重要ではないかと思っております。

それができれば、(4)でありますけれども、識別子の中に大量の情報を入れる必要は恐らくないはずで、個別識別ができれば、あとは必要な情報はウェブ上、クラウド上で管理をしてその交換をしていく。サイバー空間での連携はC P s 等でのプラットフォームの構築という議論に委ねていくのではないかと思います。

最後、5点目でありますけれども、これは山本委員からも御指摘があったような話であります。リサイクルに一足飛ぶのではなくて、部品のリユースみたいなところも重要だよねというお話があったと思います。こういったものも進めていくに当たって、1つアイデアとしてあるのは、これも御指摘がありましたけれども、家電リサイクル法においては、現時点においては、部品レベルでのリユースというものはやっていないというのが現状であります。

他方で、法律レベルにおいていうと、部品または資源としての再商品化を求めている法律になっておりますので、法律としては部品のリユースも全く排除していないということでございます。これまで事実上されていなかったというところについて、こういったものが可能かという議論を進めていくということを検討しております。

最後、可視化、きちんとモニタリング、P D C A サイクルを回すという意味でいうと、のべつ幕なしに報告してくださいということではなく、法律できちんと特定業種、指定製品等を定めているものについてきちんとそれができているかということを管理していく制度を入れていきたいということ。

もう一つは、そういった国による管理だけではなくて、自動的に企業ごとにマーケット等の対話においてきちんとディスクローズをしていくという習慣も恐らくつくっていく必

要があるということで、これはゆくゆくは、これもWBCSD等の動きについてはインプットさせていただいておりますけれども、規制でかかってくる可能性が非常に高いというところがございますので、まずは任意ということになります、循環指標ガイドラインのようなものも、これは専門家の先生に集まっていただいて、別途の研究会で議論いただいたものがございますので、ちょっとまた御提供させていただいて、そういったものをガイドラインとして対外的に公表して利活用を促していくということにつなげてはどうかと思っております。

すみません、予定15分としておりましたが、全く収まりませんで、時間を超過してしまいましたが、事務局からは以上でございます。

○梅田委員長 田中課長、ありがとうございました。

それでは、ただいまの骨子案に関する質疑及び自由討議に入りたいと思います。御発言を希望される方はネームプレートを立てるか、オンラインの方は挙手ボタンを押していただければと思います。いかがでしょうか。金澤委員が早めに退出されると伺っていますが、もし御発言があればお受けしたいと思います。

○金澤委員 ありがとうございます。金澤です。

田中課長の説明、どうもありがとうございました。私としてもどうしても消費者の行動を変えていくというのが非常に大事だと思っております、企業としてのルール化、そして消費者へのインセンティブ、そういうものを検討しながら消費行動の変容を促し、そして国内でのグリーン製品、マザーマーケットというのを構築した上で、日本の産業競争力を上げていくという御発言がありました。こういったことが非常に重要となると思いますので、この辺のところの強化をぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○梅田委員長 ありがとうございます。高尾委員、お願いします。

○高尾委員 ありがとうございます。骨子案の需要と供給の平仄の取れた取組の必要性がすごく重要なところなのだろうと認識しております。ここでプラスチックについて、レアメタルについて重要なマーケットだと御指摘いただいて、私もそのように思うのですが、需要と供給のバランスを取るということというのはすごく難しいことだと思っております、具体的に今どれだけ取れていないのかというのが気になった次第であります。

というのは、供給側、つまり再生素材を作る側がどれだけ作れていて、需要側がどうなっているのかというのがPDCAを回す上でも最初に必要な状況なのではないかと思うの

と、逆に言うと、合っていないと思うのです。

具体的に言うと、私の会社も事業として再生素材を作っているのですが、去年あったことが再生素材を数千トン買うと言っていた某外資系の飲料メーカーさんがいきなり全量キャンセルになりまして、理由を聞くと、とあるコーヒー豆の単価がすごく上がったから、自分たちの利益を確保するためには、再生素材を使うのをこの2年間はやめて全部バージン素材にしますと。ごめんと言われたのですが、そのおかげで我々は本当に倒産の危機を、目前にまで来たのですが、なぜかという原料というのは、我々ペットボトルは自治体さんが回収されたものを使わせていただいているので、それは要は毎日出てくるものです。つまり使い続けられないといけない。それが滞留すると生活環境の保全にも影響が出る可能性がある。一方で買い続けられないといけないものが出口がいきなりなくなって需要側が消えてしまう。その瞬間に破綻します。

こういうことが現状で起こっているということにおいて、需要と供給の平仄を取るということ自体が、言葉で1行で書いてしまえば簡単なのですが、それが一瞬でも起こってしまうと循環が成立しなくなる、要は線形経済に戻ってしまうということが起こります。

私自身としての経験はこのぐらいしかないのですが、恐らく皆さん、日本全体の中でいうと、そんな話が多分日常茶飯事で起こっているのだろうと。需要と供給をバランスさせるという、ある意味、計画経済的になって、市場の調整機能というのを修正する形になりかねない。そのもの自体が本当にいいのかどうなのかの議論も必要だと思うのですが、これをどう取っていくのかということについては大激論が必要だと思いますし、それについて私が思うところでいうと、状況の把握とその数量の公表だと思うのです。

そういう意味では、環境省さんがさっきおっしゃっていたとおり、供給側については数量の公表の制度が出来始めたということに合わせて、需要側についてもそれがちゃんと同じレベルで公表されるということがまず必要なのではないかと思うので、制度の法律のはざまが往々にして問題が発生するポイントですから、片一方だけが、供給側だけが公表しているのではなくて、需要側についてもちゃんと公表して同じレベルでまずはお互い数字を出し合うということをルール、法律としていかに担保していくのか。特定再利用業種さんの中だけ、恐らく一部だと思いますので、それがプラスチック全体でどの程度担保されていくのかということとかが具体的に必要なことなのではないか。

各種リサイクル法の中でも担保されている部分、担保されていない部分があると思いま

す。現状のルールと併せて、どこをどう変えていかないといけないのかという具体的な議論は多分ここではなくて、どこか別な分科会か小委員会か何かが行われるのでしょうかけれども、そういうところでの議論にぜひ期待したいと思っております。

○梅田委員長 ありがとうございます。

では、末吉委員、お願いします。

○末吉委員 御説明ありがとうございます。そして骨子案をまとめてくださって、ありがとうございます。私からは、消費者の視点から2点ほど申し上げたいと思います。

まず、先ほど金澤委員からも御意見がありましたけれども、やはり消費者の行動変容が重要ということなのですが、長年活動してくる中で、消費者の行動変容、意識変容の促進を、と言ってきている中で、この言葉を使うと、消費者の中には自分たちの今までの行動や意識を否定されているように感じて、ネガティブに思う方が実は多いことを知りました。

消費者の行動変容、意識変容はすごく大事なのですけれども、変容を生むためにも、事業者側が再生材を使った製品にどう価値を生み出していくのか、需要づくりが非常に重要になってくると思います。骨子案の7ページの対処すべき課題のところについてですが、企業側が日本の消費者はそういうものを求めているから作っても売れない、というようなことをおっしゃいますので、そういった状況でどう需要を作っていくかが課題だと思っています。

8ページ目の方向性についてですが、消費者教育、需要づくりというところがやはり必要になってきます。企業は消費者の教育者にもなれますので、例えばですけれども、流通の方たちは店頭での消費者とのコミュニケーションにも力を入れていただき、消費者教育を行なって行っていただきたいです。コミュニケーションを通じた消費者教育が進んでいかない限り、いくら頑張ってもそういった製品を作ったとしても、消費者に手に取ってもらえず、心が折れるばかりだと思っています。

もう一点は、先ほど紀伊様よりお話しいただいた個別識別子の表示もとても大事だと思いました。消費者が製品を手にしたときに、消費者にとって有益な情報をどう見せていくか、というところも非常に重要だと思っています。EUではほぼ全ての製品に対して、2026年からDPPの導入というのが開始されていくのだと思いますが、例えばエネルギー利用とか再生材をどれくらい含んでいるのかという割合とか、リペアに関する情報など製品を手にした後の利用や手放すときの情報などが入手しやすくなると、消費者の選択につながるとあると思います。それはもしかしたらCPsのほうを中心に議論が展

開されていくのかもしれませんが、そのように感じました。

以上です。ありがとうございます。

○梅田委員長 ありがとうございます。

次は、オンラインの所委員、お願いします。

○所委員 ありがとうございます。ここまでのいろいろな状況の整理について、すごく同意していますし、それから昨今の国内外の情勢を見ると、将来的にこういったことをどんどん制度化していかなければいけないということは、基本的に賛成なのです。ただ、先ほど田中さん自身からお話もあったように、ボトルネックを一つずつ解消しながら、ステップごとに理想像に進んでいかないと、経済と環境のバランスが崩れてしまうと逆に混乱を招くので、そこはすごく注視してよく議論を尽くしたいと思っています。

そういう観点から、4ページにお見せいただいた、現在のボトルネックの分析というのは非常に大事だと思うのですが、ちょっとこのところで私はプラスしたいことがあります、というのは、一番の今のボトルネックは、4ページのリサイクラーから回っている矢印、ここだと思うのです。特に何がボトルネックかといったときに、今までリサイクルありきで、元素リサイクルありきで進んできた日本のリサイクルに対して、今の樹脂をはじめとする機能リサイクル、要するに素材といってもいろいろなものがあって、元素で回すのではなくて、まさにマテリアルリサイクルというのは、添加剤をそのまま使うような、素材といっても大分製品側に近いものを回していくというようなイメージのリサイクルなわけですが、そのリソーシングの企業、ビジネスが育っていないというところが私は一番のボトルネックだと思っています。

そのボトルネックを解消するのに、緑と薄い緑の措置だけで本当にボトルネックがちゃんと解消されていくのかというのがまずちょっと疑問を呈したいところです。

その次のボトルネックが、先ほどのお話があったように、やはりそうやってやっていくとコストが上がっていくものに対して消費者がちゃんとそれを選択していくかという薄い緑のところ非常に大事で、ここが措置されて、最後にこの緑のところだと思っています。ただ、緑のところもちろんボトルネックはあって、このボトルネックはどちらかというとEUなどで進んでいるそこそこのものをそこそこできちんと使うという多重ループをつくることのボトルネック、これが緑のところのボトルネックだと思っています。

このボトルネックの解消というのは段階的にしっかりと議論をして、この制度化、規制化というのをやっていかないと、ちょっと混乱したり、あるいはこれから日本の製品が競

争力を持って世界で選択されていかなければいけない、そのための制度ですので、そうなるためには、そこが非常に大事かと思っています。

そういった観点から、ちょっと1点すごく気になっている点がありまして、資料の6ページでしたか、昨日の段階で努力義務という言葉だったと思うのですが、それが今日の段階で義務という一段階アップした言葉になっているのですけれども、今の状況を鑑みると、まだ一定の定量的目標を言える段階に達していないということが後についていることも考えますと、今の段階ではやはり努力義務なのではないかと思うのですが、この点は昨日から今日の1日で言葉が変わってしまっているところについて、少しどういう状況なのかというのをお尋ねしてみたいと思っています。

もう一点は、本当にくだらないというか、簡単な話なのですけれども、昨日も指摘させていただいたのですが、同じページにある機械選別というのは、センサー選別に変えたほうがいいのではないかと考えています。

以上です。

○梅田委員長　今の点だけ。何か簡単に答えられますか。

○田中資源循環経済課長　ありがとうございます。では、所さんの点にだけ。

努力義務か義務かというところは、要は事務局として考えているのは、定量的な一律の欧州型のみんな25%みたいなものは考えていないということでもあります。考えていないという意味は、現時点で課す状態には至れていないのではないかという趣旨で、将来的にそういう可能性がないということを申し上げているわけではないと。

なので、恐らく同じことを申し上げていると思うのですけれども、まさに需要だけ立てても仕方ないでしょうというのは踏まえながらやっていく。その意味でいうと、プラスチックはプラスチックなりに、しかもそれを使えるのか、その要求品質に応じたものが供給できるのかというものを見ながら使っていこうという努力を払ってくださいという意味でいうと努力義務だと思います。

ただ、努力義務という言葉だと努力だけすればいいのねというように取られても、これは誤っているのかなと思っています、その意味でいうと、きちんとPDCAを回すということを前提として、お互いに努力していきましょうという意味できちんと義務という形で書かせていただいているだけですので、その辺は努力義務という言葉が人によって感覚が変わってしまうことの弊害を懸念してきちんと義務と書かせていただいたという趣旨であります。

○所委員　私はアカデミアの人間なので、ちょっとそこはよく分からないのですが、ただ、私の感覚では逆の懸念というか、今の話を聞いてもやはり努力義務なのではないかという気がするのですが、この点は法律の用語の専門家とか、それから産業の方々としっかりと議論を尽くしていただいてやっていただければいいのではないかと思います。

以上です。

○田中資源循環経済課長　ありがとうございます。

○梅田委員長　所委員、すみません、4ページの絵のところに戻って、ちょっと確認だけなのですが、薄い緑とか緑がいま一つよく分からなかったのですが、文字列でいうと、どれですか。

○所委員　リサイクルの下のところのルートをもっと多重にするところがボトルネックですよという話をさせていただいて、さらにその次は製品から消費のところが次のボトルネックだろうと。消費者にちゃんと選択されるというところ。それで、最後に素材から製品というところが、そういったものが全部ボトルネックが解消されていけば、自然とここはつながるであろうということを話させていただきました。

ただし、素材から製品というところのボトルネックがないわけではなくて、それはどちらかというと、センター材料のところではなくて、EUとかいろいろなところが試行しているようにそこそこの素材をそこそこでちゃんと用途をいっぱいつくっていく。このところはまさに素材から製品のところもボトルネックだと思いますというお話をさせていただきました。

○梅田委員長　ありがとうございました。非常にクリアになりました。

次、澤田委員、お願いします。

○澤田委員　ありがとうございます。まずは中間取りまとめ、御苦労さまでした。ありがとうございました。それから田中さんのプレゼン、すごく熱い思いで聞かせていただきましたが、例えば6ページなどは、先ほど所委員からも御指摘がありましたけれども、その熱い思いがまだこの文章には表れていない感じがするのです。義務か努力義務かというのは、努力を除くほうが力強いのですが、一定の、ある意味、定量目標も当面想定しないということは、少しずつみんな頑張って義務を意識しながらやりましょうという感じにしか取れないのです。

やはりループをきちっとつくり上げるには、どこかで思い切ってやらないといけないと思うのです。やはり需要側が先に頑張るしかないと思うのです。使えるような品質レベル

までどれぐらいアローアンスをつけるかとかも含めて、私はC L OMAの中では30by30、30年に再生材の利用率を30%にするという目標値を設定していく方向で進めていくことは、この委員会の中でも言いました。どこかでやはり仕切って、思い切ってやって、すぐにはできないので、ある期間を設けながらやっていきますということが大切です。30%にするためには、今プラスチックの容器包装だけ見ると、80万トンの再生材が要るのです。今例えばポリオレフィンなどの再生材というのは、使えるものがほとんどないのです。だから使えるようにしながら、使えるようなものをきちっと作っていくという意味でも、もう少し積極的に進められるような表現にしたほうがいいのではないかと思います。

何とかそういう方向でまとめていただければ、C L OMAのほうでも30%を目指しましょうということを進めようとしているので、フロントランナーとして何とか頑張りたいと思っています。やはり経産省の後押しなくしてできませんので、その辺り、よろしくお願いします。

以上です。

○梅田委員長 ありがとうございました。

次、醍醐委員、お願いします。

○醍醐委員 まずはこの中間取りまとめ、ほかの先生方もおっしゃっているように非常に多くの論点を非常にきれいにまとめていただいたと思っております。総論は異論ございません。

コメントですけれども、2、3点、さっきの所委員並びに澤田委員に続きましてという感じにもなるかもしれませんが、澤田委員からさっきアローアンスというような言葉がございました。その部分、私はやや心配をしていて、やはり日本のものづくりのハイクオリティというのは、要求品質以上に小さな公差でものづくりをつないでいっている部分もあるかと思います。だからほかの国の製品よりも長寿命だったり、故障しにくいだとかということがあるのだと思うのです。

そういう意味で、これはシフトしていくことに何の異論はないのですけれども、急にシフトしていくと、今まで入ってきたものと違うものが入ってくるので、その高品質にあぐらをかいていたといったらそれまでなのかもしれませんが、思ったような特性のものが作れないというようなことが各所で課題になるような気がします。

なので、そういう意味では、様々なものづくりの中で、汎用材的に使えるものから、そういった高機能なものまで種々あろうかとは思いますが、その取舍選択をちゃんと

ものづくり側が理解した上でそっちにシフトしていく時間的な猶予というものが必要なの
だろうとものづくりの立場的に考えています。

ですから、急にというよりは徐々にとやっていかないとひずみが出て、思わないところ
で日本の製品のクオリティが落ちたねということにはならないようにというのは気をつ
けなければいけない点かと思いました。それが1つです。

もう一つは、その中でも話はつながるところがあるのですが、大企業と中小規模の企業
さんとの違いというのもあるかと思います。もう一つ、例えば工程端材を戻すなどとい
うのも言葉として出てきましたけれども、特に戻っていないのは中小企業の部分も多いの
ではないかと思います。だから、そういう意味では、企業規模に応じた取組というような
ものも、実際に落とし込むという段になると少し考えていく必要があるのかなというのが
もう一点でございます。

3点目は、C E コマースも非常に重要な論点であり、その中では特にライフサイクル
的に本当にそれが有意義な取組であるかというのをちゃんと判断していかなければいけな
いことになるのだらうと思いますけれども、そういう意味では、ライフサイクル的な視点
がなかなか残念ながら世の中に多く広まっていないというか、そういった人材が少ないと
いうのがL C Aの研究者のうちの一人としても、そこは非常に懸念しているところでもあ
ります。

そういう意味で、そういったライフサイクルシンキングを広めていくための人材開発と
いうところにも少し力点が必要なのかなと思いながら聞いていた次第です。

以上です。

○梅田委員長 ありがとうございました。

では、ここで一度、田中課長からお答えをいただきます。

○田中資源循環経済課長 皆様、非常に重要な御指摘ありがとうございました。

金澤委員からいただいた、消費行動を変えていって産業競争力を上げていくところにつ
いては、我々としても頑張っていきたいと思っております。

高尾委員からいただいた需給の調整の難しさ、これは官製市場をつくるという意味では
ないですし、ある意味、競争法の問題みたいなところは常につきまとうと思いますので、
きちっとそこには配慮をしつつも、ある程度はきちんとフォーキャストができるというこ
とがないと、特に装置型の産業の方々というのは本当に厳しいというのはおっしゃるとお
りだと思います。在庫も利かないみたいな話もあったりするところもございます。

ですので、やはりそういった観点からもきちんと企業レベルとか業界レベルでどういった状況にあるのかというものをPDCAで回していきながら、少なくとも計画みたいなのところについては、アグリゲートして公表できるみたいなことはあってもいいのかなと思っていますので、もちろんPDCAサイクルだけではない情報の有効活用とか、競争法上、個別の企業の競争上問題にならない形での情報の適切な活用というところは検討していく必要があるのかなと思っています。

末吉委員からいただきました、消費行動という言い方を見直して需要づくりというところについては、需要づくりという言い方をきちんとしていった中で、企業の皆さんにきちんと消費者をそういった形で教育をしていただく、教育という言葉がいいのかどうかは別としても、やはり結論としてはそういったものが選択されるような価値観をみんなで作っていくということだとすると、これは企業任せだけではなくて、国としても当然必要だと思うので、そういった価格と品質だけではない、グリーンというところの質をきちんと可視化するというところが、まさに1つは教育の第一歩になってくると思いますので、この辺は制度的にも頑張っていきたいと思うところであります。

それからその話の延長になりますけれども、消費者が手にしたときにどれだけある意味その製品の違いという意味でいうと、ヨーロッパはかなりトップダウンでエネルギーであったり、再生材利用であったり、リペアビリティ、どれだけクレディブルなのかというのは置いておいてもそういった情報が載っているという世界を目指していくというのは、方向としては正しいのかなと思っています。あとは法規制としてどこまでミニマムを求めるべきなのか、あるいはそこが価値になっていくのであれば、競争の中でアディショナルな情報を出していくというバランスは常にあると思いますので、この辺はまずはベースとして情報がきちんと示せるようなインフラをつくった上で、そこに何の情報を載せていくかというのはきちんと議論をしていって、競争領域と協調領域を分けていくということかと感じたところでございます。

澤田委員からいただいて、気持ちに紙に落ちていないという御指摘については、やはり役人をやっておりますと、様々な調整の過程の中ではまっけていくところがございますけれども、これは端的に申し上げると、なぜこのような記載にしているかという、やはり役人が一方的に定量的なものをこれだといって神のお告げのように言うということはやってはいけないのではないかという趣旨であります。ですので、定量的な目標を排除するものではないと思いますけれども、定量的な目標を設定できる状況にならないと設定し

てはいけないのではないかというのも真ではないかと思っております。

ですが、表現の仕方はぜひまた御相談させていただきたいと思っています。当面想定せずというのが例えばC L O M A様におかれては、むしろそこをやっ払いこうというところがあるのに、バックファイアに見えるというのは適切ではないと思いますので、そこら辺の表現の仕方については、実態、どうしていこうかと思っているところにきちんとミートするような表現を御相談させていただこうと思います。

醍醐委員からいただいた御指摘ですけれども、1つは猶予期間が必要ではないかというのは当然でありまして、我々も各業界の皆様とこの話は当然議論させていただいた上で、一応この紙に落としているというところがございます。ですので、先ほどの環境省の法案であっても、一定の猶予期間を置いておりますけれども、本件についていうと、かなりの猶予期間も必要になってくるのではないかと思います。この辺は各業界の皆様と当然供給側と需要側の事情を踏まえた上でどういうスケジュールでやっていくのかということところは議論を踏まえた上で制度を導入していくということが必要だと思っております。

中小企業へ向けた配慮というところについては、当然のことながらカバレッジを広げれば広げるほど循環は高まるわけでありまして、どんどんマージナルになるほど社会コストは上がっていきますので、これは様々な政策全て、やはり一定規模以上であったり、一定の量を使っている。そのような基準もあつたりしますので、この辺はきちんと検討していくということではないかと思います。

最後、人材のところについては、L C Aについて、非常に需要が高まっていて、まさに供給できる人材が少ないというのが業界の問題になっているというのはおっしゃるとおりだと思っております。ですので、では全ての企業にそういう人材がいるという状況に至れるのはいつなのかという話でもありまして、やはりここはひとつL C Aの観点で望ましいプラクティスのある程度形にしていく、モデル化していくことで社会コストが下がるのかなというところもあります。当然人材を伸ばしていく、あるいはそれをシステム化していくという動きと呼応してそういった環境整備にも努めていきたいと思っております。

○梅田委員長 ありがとうございます。

では、また委員の御発言を続けたいと思います。まずは町野委員、お願いします。

○町野委員 骨子の取りまとめ、ありがとうございます。質問を1点と、あと意見を1点申し上げたいと思います。

まず質問なのですが、スライドの5ページの議論の前提みたいなところではある

のですが、今回、量の確保というところで①、②の要件を満たすようなものを中心に政策的措置を強化してはどうかということで、プラスチックとかレアメタルというように書いていただいているのですが、欧州などでは衣類とか繊維についても非常に今フォーカスがされていて、様々な規制が始まっているということなのですが、経産省さんとして繊維についてはどうお考えなのか。この2つの要件を満たさないと考えているのか、それとも別のところでこれはやっているというお話なのかというところが1つです。

もう一つ、これは意見になりますけれども、先ほどの高尾委員の御意見と若干重複するところがありますが、需要側の一定の再生材利用の義務だったり、あとはスライドの8ページにある資源法に基づく定期報告制度の導入というようなところで、要は情報をきちんと報告するというようなところを、資源法のところで今回検討いただいているということなのですが、これをやはりぜひ需要側のほうもきちんと情報を報告した上で、個人的にはそれをさらに法定開示、あるいは任意開示を動機づけるような制度みたいなものがあってもいいのではないかと思います。

既に温室効果ガスについては、省エネ法では任意開示ではあるのですが、任意開示をすると、補助金の申請のときに加点があったりというような制度になっているみたいなのですね。それによって、対象事業者が任意に排出量の開示をするように動機づけをしているようになっています。あと温対法でも開示の制度はありますが、こちらについては、以前は請求をしてから初めて開示がされるというようになっていたのですが、現在は請求なく全て見られる、オンラインでデータベースで見られるというような状況になっていて、もう既に温室効果ガスについては、そういう開示の制度もありますので、そういう制度を参考にして、情報が公開できるような制度を設けてもいいのではないかと思います。

以上です。

○梅田委員長　御質問だけ取りあえず答えますか。

○田中資源循環経済課長　では、御質問だけ先にお答えさせていただきますと、衣類、繊維、非常に重要だと思います。特にこれは先ほど言及いただいた中でも環境負荷みたいなところについて言うと、非常に問題視をされているというところだと思いますので、この適切な扱いというのは大事だと思うのですが、他方で、ここは循環資源の流通促進という議論の中において、まず、希少性みたいなところが衣類にあるかということ、あまりないであろうということからすると、衣類というものがきちんと適切に扱われるという

ことが大事なところなのかと思っております。

また、資源というレベルで見えてしまうとリサイクルできるのかみたいな話もあって、なかなか衣類のリサイクルというのが非常に難しいというところもあるので、グローバルにはリサイクルよりは長期利用ではないかというような議論もあったりする中、であるとするならば、どちらかというところ、もちろん資源のところも技術開発等支援しているところでもありますけれども、そこはないと言っているわけではなくて、むしろ製品の適切な流通の在り方のようなところ、C E コマースに近いところかもしれませんが、こういったところを含めて議論していくことが必要なのではないかと思います。

○町野委員 ありがとうございました。

○梅田委員長 ありがとうございます。

では、次、三室委員、お願いします。

○三室委員 骨子、お取りまとめ等、御説明ありがとうございました。たくさんの論点、施策があって、どれも重要だと思っております。

こういう枠組みで取り組むがゆえの力点の置き方というのも恐らくあるのかなとも思っております。産業競争力であるとか、企業の国際競争力というような観点から、2つ、こういう力点の置き方かなというところを提示してみたいと思います。

1 点がサーキュラーエコノミーという世界がやってくると、恐らく産業のくくり方というか、見え方というのが今までと少し違ってくるのではないかと思います。それは例えば鉄産業ですとか、自動車産業ですというよりも、それが連関するような1つの産業として見るというようになるのではないかと。これまでこの場で様々な業界の団体の皆様の御意見を伺うに業界の中で取り組めること、あるいは既存の枠組みの中で取り組めることはすばらしいチャレンジがある一方で、限界も結構はつきりしてきているのかなと思いますので、その間をつなぐというのを、大きくは需要と供給であるとか動脈と静脈というようなところから、もう一つ抽象度を下げるというか、解像度を上げてという単位で産業としてどのような世界というのが資源循環という産業なのだろうかというような見方をする、その接続の部分が力点の1つかなと思っております。

2 つ目が同じく産業競争力というところにあえて寄せたいと思うことが、価値観ですとか行動というように今挙がっているところです。これらの時間がかかるし、社会全体に関わることこそ、こうした枠組みで提言していくべきかと思っておりますが、そのゴールがなかなか設定しづらいというところがあります。あくまで競争力というのは、1つの目

標で、ワン・オブ・ゼムではありますけれども、どういう競争力に結びつく、あるいはどういう需要に結びつくような行動のアップデートをしていくかというのを、そういう難しいところこそ、1つ目標を掲げてみるというのも力点かなと思っております。2点でございます。

○梅田委員長　ありがとうございました。

次は、栗生木委員、お願いします。

○栗生木委員　骨子の御説明ありがとうございました。全体的にこれまでの論点を網羅していただいて、全体として違和感はございません。ありがとうございます。

その中で、全体を今回見させていただいて、特に需要と供給の平仄を取れた取組というところがあったかと思います。皆さん、いろいろな論点をいただいていたけれども、やはり全体的に再生材を使う使わないというのが今回の御提示いただいたものの中心になっているような感じもするのですが、その前提において、まず書いてはいただいているのですが、再生材の原料となる製品のリサイクル性を高めるような環境配慮型設計を今後いかに高めていくかというところはやはり忘れていけないところかと思います。

これがリサイクル材のコストを下げることにもつながっていきますし、量の確保にもつながっていくと思います。ほかには、例えばある業種で再生材が必要な場合、その他の業種の例えばプラの製品が流通するということも環境配慮型設計の改善ということで、少し活路が見いだせるのかなと思っています。

その中で、再生材の強調も非常に重要かと思っていますけれども、やはり醍醐委員からも日本の製品は耐久性が高いというコメントがございましたが、耐久性だとか、修理可能性についても検討していくというところ、それは例えばトップランナー認定制度だとか、ラベリング制度にも反映させていただくというところも重要かと感じました。

最後に、これら全体の中で、例えば容り法だとか、自動車リサイクル法だとか、家電リサイクル法だとか、幾つかの既存の法制度に関係して取組を見せていただいているところなのですが、今回のパワーポイントの最後に3R法の全体像を載せていただいているのですが、ここの3R法のどういった点を改善して、ほかの法律とどのように補完関係になっていくかといったところを今後御説明いただけるとより議論が深まっていくのではないかと感じています。

例えば容り法で幾つか改善するというようにいただいていますけれども、例えばその他の再生利用促進製品だとか、特定再利用業種を拡大していくといったところで、その他の

例えば量を増やすだとか質を改善するだとか、そういったところも見えてくるところもありますし、ラベリングいただいておりますが、例えば識別表示の実施で、機械選別で高速に読み取れるようにいったところも非常に大事ですし、まず第一歩目として消費者がどのように簡単により分別できるかの改善も改めて必要ではないかと思います。

最後に、タイムラインは私も重要かと思っていますというところを補足させていただきたいということと、こういった取組をやっていく中で、環境負荷とコメントがありましたけれども、やはり生物多様性であるとか気候変動は見ていく必要があるかと思いました。

すみません、忘れていました。もう一点、端材を使うといったところも御指摘いただいていたし、C E コマース当然いただいていた。重要かと思いますので、例えば企業を評価していくといったところにおいて、この端材、副産物、ポストコンシューマーではない再生材を使っていくということで、プラスC E コマースというものを発展させていくことによって、結果として出てくるのが天然資源消費量の効率化であったり削減量だったりするので、その点をきちっと企業の方の評価につなげていただけるような仕組みというものが必要かと思いました。

以上です。

○梅田委員長 ありがとうございます。

次、オンラインで大和田委員、お願いします。

○大和田委員 大和田です。ありがとうございます。

基本的に私は所委員、澤田委員そして醍醐委員のお三方の意見のはざまで揺れている感じなのですが、1つ重要だと思っているのは、基本的にはコンセプトだとか志というのは非常に高く強くあるべきだと思うのですが、やはり具体的にそれを政策に落とし込んでいくときには、周辺の事情をしっかりと考える必要があると思っています、お二方が指摘され、御回答もあったのでやめておきますが、1つ加えてお話をしますと、やはりE U は基本的にはE U 圏内である程度市場が完結できるような要素はありますが、日本のターゲットはどこかという、恐らくE U だけではなくて特に今後アジアになるだろうと思うわけです。アジアにも優れたリサイクル屋さんたちがたくさんいらっしゃいますし、市民の民度も少しずつ上がっては来っていますが、いわゆるG X に対する意識がどこまで浸透しているのか。このようなこともある程度考慮に入れておかないと、やはり日本としては国際的な競争力を失われかねないと思います。

あともう一点ですけれども、レアメタルの話が出たので、お話をさせていただきます。

レアメタルは少し例外的なものだと思っていて、こういった非常にクリティカリティの高い素材に関しては、ある程度の規制が必要と思っています。今の段階ですと、産業界ではレアメタルの循環はほとんど行われていないと私は認識していますけれども、これを何とかしなければいけない、やはり国として少し強い政策を実施すべきだと思います。

基本的にはどういう素材に対してどんな施策を取るべきかはそれぞれ違いがありますが、この点はぜひ御考慮いただきたいと思います。

以上です。

○梅田委員長 ありがとうございます。

では、ここで田中課長から回答を。

○田中資源循環経済課長 いただいた御意見への御回答をさせていただきます。基本的には御意見をいただいた上で、また御提案ということだと思いますけれども、町野委員からまずいただきました開示のようなところ、需要側もどういったものをどれくらい求めているのかというところは、ゆくゆくは任意開示であったり、法定開示みたいなこともあり得るのではないかというお話がございました。当然のことながら、政策目的の中でそういったものが有効であるということであれば、ゆくゆくは検討していくということだと思っております。

他方で、例えばCO₂であれば、恐らくそこまで具体的な競争上の問題になりにくいと思うのですが、なぜなら材料そのものではなくて、そこから発生的に出るCO₂だからということなのですが、材料そのものの情報はもうちょっとセンシティブティがあるかもしれないので、その辺はきちんと産業界と共に、その弊害がないかということとの均衡の中でどういったディスクローズの在り方がいいのかというものは議論していく必要があるかと思っています。

他方で、非財務開示情報のような形で、いわゆるマーケットに対するディスクローズみたいなところの在り方は、もちろん任意でどんどん進んでいくようなものを支援するようなインセンティブ方式みたいなものは検討に値するのではないかとということで勉強させていただきたいと思います。

三室委員からいただいたところの、これは特に梅田委員長からもよく言われるのですが、けれども、既存の業界を前提として議論していると、このサーキュラーエコノミーは意外にうまくいかないのではないかと思いますところはよく言われるところで、やはり循環が新しい価値を生み出していくというように、業際がどう取れていって、その中で競争力がどう

変わっていくのかというものは常に意識すべきだと。

なので、その意味でいうと、梅田先生に、3ページ、4ページに書いている製品、素材とかという区分け自体がおかしいということは指摘されたりしたわけでありますけれども、まさにそういうことだと思っております、そこが解け合っていく、あるいは小売だとかサービスというものが解け合っていくという中で、よりベストプラクティスを、我々も制度をつくることで固定化しないという観点でちゃんと産業界と対話をしながら進めていくということが重要かと思った次第であります。

栗生木委員からいただいた製品のエコデザインは大事というところについては、おっしゃるとおりだと思っております、品目がこれで足りるのかとか、その管理がきちんとできているか、これは報告制度の話にもつながると思いますけれども、こういったところの議論につなげていきたいと思っております。

法律間の連携みたいなところを具体的にどうやっていくのかというところは、これは今回の中間報告でどこまで法的な議論のレイヤーまで載せるかというのは、我々も立法の作業みたいなところはまだ段階を踏まなければいけないところがありますので、可能な範囲で可視化ができれば取り組みたいと思います。

気候変動であったり、生物多様性への配慮、これはもちろん大事で、いただいたようなライフサイクルでのアセスメントみたいなものも併せてやっていくという中で、何がベストかというものをモデル化していくということでやっていくのかなと思っております。

それから価値、どれだけ資源が削減できたかとか、恐らく究極的には資源生産性ということなのだと思いますけれども、その辺をどうやってはかっていくのかというところは、特にものづくりよりも小売であったりC E コマースのほうが難しいということもあったりすると思いますので、その辺はきちんとベストプラクティスをつくっていくに当たって、指標としてそれをきちんと考えていくということをやりたいと思っております。

大和田先生からいただいた、志は高く、きちんと周辺状況を踏まえて設定していく、これは基本だと思っております、この辺はまさに産業界と、あと先生方に御指摘をいただきながら進めていくということだと思いますが、現状を踏まえるという中で、アジアというものをどう観念するか。これは必ずしも法制度というものだけではやり切れないところがあると思っております、特にアジアとの経済のネットワークの中で、静脈循環と動脈循環をどうつないでいくか。これは環境省とも一緒にやらせていただいておりますけれども、ASEANであったり、インドであったり、こういったところは予算措置みたいなイ

ンセンティブも含めて取り組み始めているところでございますので、この辺は必ずしも制度論だけではない取組で御報告ができるようなことは常に検討していきたいと思っております。

それからレアメタルとプラスチックでは全然また趣旨が変わってくるだろうとか、政策の強度を変えるべきではないか、これもおっしゃるとおりかと思っております、これはまさに材及びその資源という観点から産業ごとにきちんと丁寧に議論して行って、それを政策に落としていくということに努めたいと思います。

以上です。

○梅田委員長 ありがとうございました。

次は、オンラインで石坂委員、お願いします。

○石坂委員 様々な有識者の方の意見の中間取りまとめ、すばらしいな、お見事という感じですか。その中で、私的意見という形でなのですけども、サーキュラーエコノミーは、本来、私自身はサーキュラーエコロジーでなければいけないのだろうと思っていて、今回の中でやはり日本として大きな筋肉を動かしていくという起因を国にさせていただきたいと思っているところなのです。

正直言って、今我々は現場目線からお話しさせていただきますと、やはりバージン指定の大手企業さんが非常に多いのが実態だと思っているのです。それはコストに大きく左右されていて、残念ながら買取り値が循環資源材よりも、いわゆるバージン材のほうがコスト的によいと。それでいて純度が高いわけですね。やはりこの循環度を上げるために純度とは相反するものだと思っていて、人間が作り出したものは純度を高くするのは数万年の単位から考えたときに非常に難しい。

さらにそこに言うと、コスト的に我々供給側の目線からいうと、クリアしていくのは非常に難しいと思っております、そういう意味でいうと、何が言いたいかというと、年数フェーズをきちっと設けて、バージン指定をしない、循環している資材を活用していくというところにいわゆる数値的目標をきちっと持ってもらうことで、大手が動き出すと最終的には全体的に中小だったり、あとは個人的なtoCの人たちへの教育にもつながっていくと思いますので、そういう意味でいうと、本当に大きな数字目標というのを掲げていただきたいと思っているのが今日の中間の懸念点の1つです。

以上です。

○梅田委員長 ありがとうございます。

次、オンラインで石山委員、お願いします。

○石山委員 多岐にわたる論点を整理していただいて、ありがとうございます。

皆さん、お見事な資料と言っている中で大変言いづらいのですが、個人的な意見としては、少し関係者向けの資料だなという印象が構成としてありました。初見では見づらいと感じたところです。今後、この資料単体で公表されていくと思いますので、企業や消費者にとっても初見で見られるような資料構成というのは大事なのではないかと思います。

具体的な提案としては、冒頭の部分、本委員会の第1回で示された資料のような我が国のスタンスとか、基本的な考え方とか長期ビジョン、こういった部分を再掲する形でいいと思うのですが、もう少し構成の中で分かりやすさが重要なのではないかと思います。

次に、P8のCEコマースのパートについて、3点コメントさせていただきたいと思っています。

1点目は、サービスエコデザインの制度について、消費者向けにアピールする目的であれば、その制度及びラベリングを社会に浸透させるための施策が必要であるのではないかと。というところと、グローバルにCEの基準の具体化が進んでいる中で、日本の先進的なサービスや仕組みを発信して、あるいは諸外国に取り入れるために利用するのであれば、最初からグローバルに利用されるような選定基準等、類似の項目を立てて、日本として特に注力する基準というのを検討するべきではないか。

2点目が(4)の情報連携プラットフォームの構築です。構築は非常に重要だと考えているものの、過去に私のほうでも発言させていただいてきた一次流通と二次流通事業者がそもそも利益相反という印象がまだ残っており、接点が少ないと考えております。この業界連携、産業別連携といったところの接点の創出、仕組みの構築に対して、制度的、政策的支援が重要であるということを示していただきたいと思います。

3点目がCEコマースを推進する上での既存の規制課題の部分に関してです。家電リサイクル法等で回収した商品をリユース品として販売できないとか、メーカーが自社製品をCtoCプラットフォームで買い取る際に古物営業法において許可が必要だとか、こういったところも過去コメントさせていただいているかと思うのですが、CE市場を成長させるための既存制度の規制緩和等の課題についても触れていただけないかと考えております。

以上になります。

○梅田委員長 ありがとうございました。

予想どおり時間が来てしまって申し訳ありません。司会の不手際でもうちょっとだけやらせてください。次、山本委員、お願いします。

○山本委員 ありがとうございました。非常にすばらしい御説明だったと思います。

私からは、対処すべき課題、それから方向性というところ、①、②、③で今の石山委員ともちょっとかぶるのですが、私は②のC E コマース促進のところは、この委員会ですべき、強調すべきところと思っています。

というのも、個別リサイクル法の委員会とかに出ておりますと、この②の部分というのは、やはりやりにくいのです。リサイクル法のほうはリサイクル法で非常に優れた制度で非常に効率的にできている部分があると思っていまして、その上でも、そこでカバーできないところというのは、やはり重点的というか、優先的に取り組んでいく意義があるのではないかと考えております。

それからあと、リサイクル以外、リサイクルというのは大きなテーマだと思うのですが、サークュラーエコノミー自体がリサイクルだけではないというところを、それも大きな問題意識として持っておりますので、その意味でも②というのは非常に重要かと。

それから高尾委員が現状について、需要と供給の中で把握すべきというお話はまさにおっしゃるとおりだと思っていまして、その際にはぜひリサイクルの量だけではなくて、それ以外にも、例えば長期使用に資するような取組が行われているとか、そのようなC E のいろいろな側面での取組も評価してあげること、拾っていくということが重要ではないかと考えております。

今のは前向きな理由なのですが、若干ネガティブなほうとしては、①の循環資源の流通促進のお気持ちはすごくよく伝わってきたのですが、特に需要と供給の量のマッチングというところは、私は一応経済学をやっている身として非常に難しいかなというところが、先ほど競争法というお話もありましたが、ここの議論というのは相当気をつけてやっていないと難しいのかなというのもありまして、また個別リサイクル法のあるところはまだ個別リサイクル法の中で業界の状況からいろいろ情報は分かると思うのですが、ないところ、先ほど高尾委員はまさにその1つなのかもしれませんが、そういうところは本当にまさに闇の中というか、なかなか手探りで分からない状況の中で、量のマッチというのはなかなか苦しいかなということで、やはりそこら辺の見直しというか、調査をぜひ

進めていただけるとありがたいかと思います。個別リサイクル法のところは個別リサイクル法で結構見えてくるかと思っています。

以上です。

○梅田委員長 ありがとうございます。

では次は、長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 ありがとうございます。梅田委員長、田中課長はじめ事務局の皆さんに中間取りまとめ案の取りまとめをいただきまして、ありがとうございます。

まずはいろいろな委員の方からも御発言がありました再生材の利用義務の拡充について、これは様々議論があったわけでございますが、その対象や定量目標化、努力義務化といった義務の程度の検討も含めて、産業界の実態を踏まえながら各業種、あるいは原課かもしれませんが、十分コミュニケーションを取りながら御検討いただければというのが1点目でございます。

次に、量の確保に関して、パワポ資料の3ページ目には海外に流出するということが書いてあるわけですが、これについて、今御提示いただいている案で海外に出なくなっていくのかどうか若干不安がございます。やはり、良質な廃プラ、バッテリー、あるいは金属スクラップといったものが海外に出ないようにしていくことが重要かと思っておりますので、この点についてさらに検討していただければと考えております。

3点目、質の確保に関して、認証制度やラベリング制度等を御提案されていますが、これについては、ゼロイチではなく、グラデーションをつけながら需要側が多様な品質のものが利用できるような形になればよいのではないかと考えております。

認証制度等は、国際的なものとの整合性を図ることも重要だと考えておりますので、資料の最後に出てきている循環指標ガイドラインと併せて国際的な整合性も踏まえながら検討していただければと思っているところでございます。

量と質に加えて価格の話がもちろんあるわけですが、これは適切な水準に保たれることが重要だと思っております。今後、良質な循環資源の需要が高まっていくことが予想されるため、他方で資源価格の高騰が起きれば、循環経済の実現への支障になるという可能性もございます。そうした中で、水平リサイクルに特化した形でやっていくことだけがいいのかどうかというのも併せて御検討いただければと思っております。

国際競争力を理念として掲げていただいております、全体として対応しているということなのかもしれませんが、各論の中で必ずしもそれに対応しているところが、あまり見えない

印象がございますので、例えば再生材の義務の拡充のところにある、どのようなものを対象とするかという観点に国際競争力の強化といった要素もあり得ると考えております。

再生材という言葉が出てきているわけですが、国によっては、あるいは環境省の循環計画も同様に、再生可能資源というような概念を使っているところもあるため、これについても御検討いただければと思います。

あわせて、これも定義の問題ですけれども、マスバランス法の取扱いについても御議論いただければと思っています。

定期報告制度については、場合によっては今の別の法律、あるいはC P s等の、これは自主的な取組ですが、定期報告というような取組がなされているところもありますので、それと重複のないような形でお願いできればと思います。

消費者の行動変容につきましては、御議論があったとおり非常に重要だと思っております。

最後、先ほど先生からもありましたけれども、需要と供給については、両方の面でやっていくというのはもちろん重要なわけでございますが、それについては競争政策の観点、あるいは企業秘密の観点も踏まえながら御議論いただければと思います。

長くなりましたけれども、以上でございます。

○梅田委員長 ありがとうございます。これで挙手された方は一通り終わりましたので、取りあえず田中課長から。

○田中資源循環経済課長 最後、回答申し上げます。ありがとうございます。

まず、石坂委員から定量的な目標が必要ではないかというところ、本日様々なまだまだ早いという御意見から定量的なものをがんて行くべきという御議論、両方あったかと思えます。ですので、これはまさに見ている業界の違いみたいなところに起因する場合もかなりあったりするので、押しなべてというのは難しいのかもしれませんが、やはり定量目標の議論もできるように、これは議論を丁寧にやっていかないと、押しつけのものだとワークしない、これは需要と供給の問題も今御指摘がありましたので、これは夏までにこの数字でというのは出ないと思いますけれども、この議論も続けていくということは目指したいと思っております。

石山委員から御指摘いただきました、資料が見つらい、申し訳ございません。これは役人は資料を作るのが下手ですので、もうちょっと頑張りたいと思います。

2番目がサービスエコデザインのラベリング、この辺、基準をつくっていった海外にも

発信できるもの、これはまさにおっしゃるとおりでありまして、恐らくＣＥ政策の中でいうと、サービス分野の点についていうと、ヨーロッパもそんなにこれといったものが出来上がってきてはまだないかなという気がして、国際標準の中でもどっちかという素材によっていたりするようなどころがあると思います。ですので、むしろこれはチャンスと捉えて、国際的に発信していくことを念頭に置きながらサービスエコデザインを議論していくというように努めたいと思っております。

情報プラットフォームは必要なのだけれども、一次流通、二次流通の接点が少ない、これはまさにおっしゃるとおりであります、これも先ほど業際が解けてきているという議論にかなり近くなってきておりまして、相互乗り入れみたいな状況になりつつあるかなと思っております。例えば物を作っている人が流通側に乗り込んでいく、このＣＥコマースに入っていくという動きも出てきておりますし、そうなってくると、競争上の問題もあるのですけれども、やはり消費者保護、あるいは環境という観点からバックファイアになっていないかということ、あるいは修理みたいなところで、適切な非競争領域、協調領域での情報流通をやっていきましょうという議論はＣＰｓでもやっていきたいと思っております、ニーズも高まっているかなと思っておりますので、これはトライしていく必要があるかと思っております。

規制緩和というお話がありました。古物営業法みたいなところも御指摘があって、これはまさにサービスエコデザインがきちんとファームなものになっていって、一定程度信頼性が高まっていくということとの見合いで規制というものは緩和できるということだと思っておりますので、今、全部緩和というのはなかなか難しいと思うのですけれども、その方法論として規制という形が仮にそれがなくてもきちんとコントロールできるという、ガバナンスの在り方が業界としてつくっていける。これが中心になってくると思いますので、我が省の所管ではないところが様々あると思いますけれども、そういった議論自体は管理の在り方というものを高めることによって、関係省庁と議論していくことはあり得るのではないかとと思っております。

山本委員からもたくさんいただきましたけれども、リサイクル法の話についてはきちんと議論していくということ、リサイクルだけではないということでもありますし、また、長期使用の取組も評価ができるようなものと。これは評価のコストとメリットとの常にトレードオフになりますので、ここは必要十分なものを、ある程度推計でできるものは推計でやっていくというようなどころで取り組んでいく必要があると思っておりますし、あとは最後の

点としては、量のマッチングは難しいということで、まさに市場経済で有価物であれば、基本的には競争が働いて価格メカニズムで、レッセフェールで進むということだと思いますが、今それではないので、恐らく量的な調整がある程度はマクロで、セミマクロぐらいでは必要なのではないかという議論になっているのではないかと思います。なので、これは常に競争政策との観点がありますけれども、適切なレベルでお互いにとって投資可能というラインを見いだしていく、それがまた定量目標にも将来的にはなっていくということかと思っております。

長谷川委員は9つぐらい頂戴しましたけれども、全ておっしゃるとおりだと思っております、特に独自のものとしては海外流出のところがおありになったと思いますが、これも他方で、自動車の流出みたいなところは常に言われるところで、やはり循環資源という観点からいうと、止められるといいなという視点もあったりするのですが、他方でリユースみたいなものがグローバルに長期に利用されるみたいな観点からいうと、実はリユース市場はグローバルサウスのほうにニーズがあったりすると、そこはそれで本当にそれを止めることがいいのかどうなのか。さらにいうと、日本の産業競争力として、リユース市場がタフであるからこそ、新品の売価も上がるみたいなところもあったりするので、その辺はバランスの話かなと思っております。

ですので、これはやはり日本は日本として自由経済を標榜してございますので、ちゃんと理屈のある範囲の中で、これは適正な貿易管理をしていくということの中で、何ができるかというのはきちんと議論していくということだと思うし、今トレースすらできていないところをどうトレースするかというのは、もしかしたらビジネスモデルの中で検討していくこともできるのかなという気がいたしました。

あとマスバランスとか、定期報告は重複ないよう、この辺も努めてまいりたいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

以上でございます。

○梅田委員長 ありがとうございます。

それでは、すみません、時間がないところですが、最後、私からも簡単にコメントをさせていただきたいと思います。

皆さんの言われたことと重複しないように申し上げたいと思います。この取りまとめの骨子案、3ページ、4ページの現状認識から、5ページから8ページにはT o D o リストみたいなものを作っていただいて、非常にたたき台としてよろしいかと思います。

これはやはり本日の議論があったものを反映させていただくと、もうワンステップクオリティが上がると思うのですけれども、その上でやはり現状のボトルネックがどういうところにあるのかという話と、最初の一步の打ち手としてどこに手を打てばいいのかという議論をしているのだと思いますが、その議論をしっかりもう一段深めた議論をするということがやはり大事なのではないかと思いますので、次回はそういう形で進めていただければと思います。

付け加えれば、志は高くという、その志をもう少し明示的な形で、多分、三室委員とかいろいろな委員がおっしゃったように産業の形が変わっていくのだということを見せて、その中で我々の産業競争力、国際、国内の競争力と人々のウェルビーイングをどうやって高めていくのかという志は書いておいて、だからどうだ、というような持っていく方をするのがよろしいかと思います。

あと、最後1点だけ。これは多分最後に言わなければいけないのだと思うのですけれども、忘れると困るので申し上げておくと、今やろうとしているのは、最初の一手をどこに打つかという話であって、サーキュラーエコノミーの社会をつくるのにはかなり長期的な時間がかかるわけですね。それでそのときの時間軸でどのぐらいの時間のアローアンスを取るかという議論も出てきましたけれども、今一手目なので、そこで終わらないように役所のほうも常に向上するような仕組みはちゃんと担保してこの先も続けていってほしいと思います。

私からは以上です。

最後に、本日の議論を受けて畠山局長からお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○畠山産業技術環境局長　　本日も遅くまでありがとうございました。極めて本質的な議論をいただきまして、この問題の重大さと難しさも同時に感じるところであります。

ただ、取組の視点として、もともと我々このサーキュラーエコノミーを実現しなければいけないと言っていることの出発点は何かというところ、いろいろなところで関係者がすくんでなかなか動きが取れないという中で、1つはやはり成長志向型でやろうではないかということを出発点にしていまして、これはいろいろな意味があるのですけれども、やはり早く取り組むことで、日本が強みを発揮できる部分が相当あるのですが、ここをちゃんと競争力に結びつけていこう、サーキュラーエコノミー、サーキュラーするということを競争力にしていこうではないか。

逆に取組が遅れると、せっかく強みがあるのに競争力をそぐことになる、あるいは世界のサプライチェーンからはじき出されることにすらなるかもしれないというところの危機意識から出発しているので、そのところをしっかりと押さえていきたいと思います。

2点目は、サーキュラーエコノミーへの経済社会の転換というのは、時間の経過とともに、いずれは必ずそのように価値観は変わっていくものだと思います。というのは、やはり資源は有限なので、必ずこれは人類にとって必要な転換なのだと思います。

問題は、自然に変わっていくのを待っていたら、それは競争力にはならないわけで、その転換のスピードをどうやって上げるのかというところがポイントだと思います。そのために、一定の規制なり制度というのは必要だと思っております。

そういう中で当然需要もつくっていかねばいけませんし、それからその需要を満たす、そういう意味での供給のほうもちゃんと確保するような、そんな仕掛けにしていかなければいけないと思います。

3点目は、では一定の制度なり、一定の規制といったときに、どの程度の規制をどういう時間間隔で入れていくのか、ここが最も難しいところであります。これはみんなが「良い」、ということになるのを待っていたら、それはさっき申し上げたスピード感で全く間に合わなくて、競争力にはならないということだと思います。

では、どういう視点でやっていくのかというと、私が思っているのは、やはりこれを競争力に結びつけようということで、前向きに引っ張ろうとする事業者とそうでない方というのは産業界といっても、その中でも当然分かれます。というときに、前向きに引っ張ろうという取組をしていただいている事業者がかえってばかを見るとか、損をするとか、そういうことになってはいけないというのは強烈に思っています。したがって、規制を入れるといったときにも、そういう視点から入れていきたいと思いますし、別に行動を規制しようというのではなくて、むしろ需要をつくったり、あるいはちゃんと企業行動を引き出すための規制にしていく、成長を引き出すための規制ということにしたいと思いますけれども、そういうものを考えていきたいということで、そういう視点から関係者の方々とも調整をぜひさせていただければと思います。

それから1つ最後、義務なのか、努力義務なのかみたいな議論もありました。これは正直役人ワーディングになってしまうのですが、役所のワーディングでいうと、努力義務というのは得てして何もしなくても済んでしまうのが努力義務というワーディングになっています。

義務というのは、正直、中身は千差万別です。ワーディングでいうと、努力はしなければいけないというのは立派な義務です。したがって、義務は義務とした上で、ではその中身をどうするかという議論だと思っていて、その意味で丁寧な調整をするとともに、途中申し上げたように真面目に取り組む事業者が報われない、そういうことにならないような中身というのを考えていきたいと思っております。

と口で言うのは簡単なのですが、実際、それぞれの分野でどういう制度にするのか、どういう仕掛けにするのかというのは、この後さらに検討を深める必要があると思っておりますので、引き続きお付き合いいただいて、よりよいものにしていきたいと思っております。

本当に今日もありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

○梅田委員長 畠山局長、ありがとうございました。

以上をもちまして本日の議題は全て終了いたしました。皆さん、大変活発な御討議ありがとうございました。司会の不手際で延びて申し訳ございません。

では、事務局から連絡事項をお願いします。

○田中資源循環経済課長 本日も大変貴重な御意見ありがとうございました。本日の御議論を踏まえまして、また事務局のほうでそれを深掘りしたもの、あるいは反映したもの、賛否両論のところはもしかしたら両論を載せさせていただいた上で、またもう一度議論いただくという場を設けさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事録は委員の皆様にご確認いただいた後、経産省ウェブサイトに掲載予定ですので、御協力いただければと思います。

また次回の委員会の日程は、今日の議論も踏まえてということになりますけれども、詳細はまた追って御連絡をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○梅田委員長 それでは、第8回資源循環経済小委員会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

——了——